

平成9年第1回沼田町議会定例会会議録（2日目）

平成9年3月10日（月）午前10時13分開会

1 出席議員

|     |                |                |
|-----|----------------|----------------|
| 議 長 | 4番 吉 尾 政 春 議員  | 1番 谷 口 清 治 議員  |
|     | 2番 橋 場 守 議員    | 3番 大 沼 恒 雄 議員  |
|     | 5番 吉 田 俊 一 議員  | 6番 吉 田 好 宏 議員  |
|     | 7番 森 井 章 夫 議員  | 8番 横 山 峯 生 議員  |
|     | 9番 野 道 夫 議員    | 10番 久 保 寛 議員   |
|     | 11番 山 木 一 男 議員 | 12番 杉 本 邦 雄 議員 |
|     | 13番 室 田 俊 朗 議員 | 14番 中 村 進 議員   |
|     | 15番 山 田 英 次 議員 | 16番 伊 藤 初 議員   |

2 欠席議員

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 町 長   | 篠 田 久 雄 君 | 農業委員会 | 小 西 義 光 君 |
| 教育委員会 | 山 本 秀 雄 君 | 会 長   |           |
| 委 員 長 |           |       |           |

4 町長の委任を受けて出席した説明員

|       |           |                   |           |
|-------|-----------|-------------------|-----------|
| 助 役   | 西 田 篤 正 君 | 収 入 役             | 篠 田 繁 彦 君 |
| 総務課長  | 市 橋 忠 晴 君 | 財政課長              | 平 木 昭 良 君 |
| 産業課長  | 矢 野 潔 君   | 水道課長              | 清 水 勝 之 君 |
| 民生課長  | 半 田 昭 雄 君 | 振興室長              | 中 村 幸 雄 君 |
| 建設課長  | 藤 間 武 君   | 和風園園長             | 三 上 洋 一 君 |
| 旭寿園園長 | 松 田 剛 君   | ディサービスセンター<br>所 長 | 片 桐 俊 男 君 |

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

|       |           |     |           |
|-------|-----------|-----|-----------|
| 教 育 長 | 久 本 博 美 君 | 次 長 | 野 原 耕 次 君 |
|-------|-----------|-----|-----------|

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 富士原 智 君

---

(開議宣言)

○議長（吉尾政春議長） これより、2日目の会議を開きます。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉尾政春議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により6番、吉田好宏議員、13番、室田議員を指名致します。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第2、1日目に引き続き町長に対しての一般質問を行います。

2番、橋場議員の農業問題の再質問についてから質問して下さい。

○2番（橋場議員） 一再一 2番。ちょっと暑いので。7日の日ここで質問が終わりまして、当日の議会が終わった時点である人が私の側に来て、町長が「選挙が大事だ」という事について、「いや、橋場君共産党はいいこと言うけれどもひとつも票が伸びないじゃないか」と、そういう話をされたので、私はこの問題は、ほんとに農業問題にも関連するので、ちょっと発言をさせていただきますけれども、1970年代というのは共産党と社会党が統一戦線を組みまして京都、東京、大阪と各所に革新自治体が出来たんです。そこでは自ら国がやる前に老人の医療費の無料化をやったり、農業に対する保護政策をその革新自治体が色々やったんです。そして、私そういう状態をこう我が党が84年に発行した本をちょっと見たんです。それでわかったんですが、78年の4月に京都知事選挙でそれまで一緒に革新の立場で一緒にやっていた社会党が社会党、公明党、民社党、これと組みまして対立する候補を立てた、そこで京都が潰されて大阪の方面では自民党、社会党、公明党、民社党、新自由クラブ、それから社民連とこの6党軍団が一緒になっちゃったんです。ここからオール与党が出てくる訳なんです、そして200以上あった革新自治体がどんどん潰されて今なくなっていくわけなんですけど、その中で84年に発行した本の中で我々が共産党員が何故科学的な社会主義を学ぶのかということで、こう書いているんです。

「共産党と国民が力を強めて前進すれば、支配者たちは危機感にかられて全力を上げて反撃に出ます。」と、「民社党や公明党を抱き込み、社会党を右傾化させて国民の団結を妨害するこういう行動に必ず出る」と、「その時にどんな困難があっても社会発展の展望、革新を失わないために勉強するんだ」というふうにこう書いてあるんですが、これが何故大事かというと農業問題をひとつ見るときに我々は物事を全て関連の中で全て結び、つながりの中である事が出来てきているというふうに見方をしているんで

す。ですから、農業だけ見ますとこれはわからなくなってしまうんです、どうしてなんだろう。私、農協の職員の人に「日本の支配層は日本の農業はいらないんだといっているんだよ。」とこう言ったら、「そんな馬鹿な事はない。」と言うんです。どうしても理解出来ないんです。ところが、やっぱりそこで見ないと日本が発達したそういう帝国主義の段階というんですけども、発達した最高の段階の資本主義になっているんです。しかもその中で住専に見られるように、大企業が政府の護送船団方式の政治に守られて勝手放題の事やっているんです。そういう政治の中で、しかもその中で政治家自らが甘い汁を吸えると、これをより良く、やりやすくする為には全ての政党をオール与党化するという事なんです。そういう中で農業問題をみないと、農業だけ何とかすれば上手くいくんでないかなというふうにはならないんだと私は思うんです。町長は選挙が大事だと言いましたけれども、町長は選挙になると農業をこれまでずっと潰してきた政党を必ず応援しているんです。ここにやっぱり皆が目覚めていかない根本があるんでないかと、こんなふう思うんですけど。やはり農業問題みる場合、農業の勿論今農業を保護してもらふ自治体でも、自治体というのは沼田町だけでなく道に対しても保護を要求していくという事大事です。だけど根本から革新の政治に変えていくという方向に農業の人達も考えていかない、私はなかなか今の状況破っていくことは出来ないんでないかなと、こういうふうに考えているわけなんです。それで是非、農家の人今もう団結出来なくなっている、去年の米ですか、11%も下がったというようなそういう状況、して今もう大企業がどんどんどんどん参入してきてますから、米が商品、その儲けの手段にされてしまってますから、農家の人達がこのまんまで幾らコストを下げるだけではやっていけなくなるんです。完全に中心部のいい部分しか出来なくなってしまうんでないか、やっていけなくなるんでないかというふうに考えているんです。そういう意味で私はやっぱり政治に目を向けることが大事じゃないか、こういうふうに考えているんですが町長の見解と、それから今の農業情勢についてどんな見方をもっておられるか、せっかく農業委員会の会長さん来ておられるので会長さんの方からひとつ一言そういう展望だとか、今の農業についての見方などをお聞かせ頂きたいと思います。

(10時15分 久保議員 退出)

(10時16分 野 議員 退出)

(10時17分 久保議員 入室)

○議長(吉尾政春議長) 町長。

○町長(篠田久雄町長) 私の選挙が大事だということは、これはいつでもそうでありますけどもその時にその政党、今政党の戦いといっておりますけども、その人、その人がもっている考え方、当然特に小選挙区制になったら選ぶ範囲というのは決められる訳でありますけど、その人がこれから先の政策、それとその人が過去に何をしてきたか、それを見極めて投票することが大事だと、それは農業者に理解

農業が成り立つような考え方、これを持っている人をやっぱり選ぶことが大事だと、そこから出発しなければ全て出来上がったところに一町長として国に向かって言ってもこれは通るものではなかなかない訳でありますから、その事を申し上げたわけであります。

○議長（吉尾政春議長） 農業委員会長。

○農業委員会会長（小西義光会長） 農業委員会の小西でございます。発言の機会を与えて頂きましたことを厚くお礼申し上げます。突然なものですから用意はしておりませんが、今差し当たりまして悩んでいる問題と申しますか、そんな事でいちに申し上げたいと思いますけれども、今現在農地の移動、これにつきまして正式な資料ではございませんけれども、昨年の1月1日から12月31日までの農地の移動は売買だけで水田が188町、畑が38町で合計226だと思いますが、金額に致しますと8億2,600万に相当する土地が動いております。これにつきましては、全部が今一度に借金になるわけではありませんけれども、開発公社が買い上げる分については5年後という事になりますから、今すぐではありませんけれども、これ等も農家の負債になっていくという事になると思いますし、なお賃貸も含めると約1割の土地が移動するというような恰好で農業委員会としては非常に忙しいめにあわされてきた1年間だった訳です。その事については役目だからやりますけれども、ただ問題は買入れた農家がこれ等の負債を背負っていく、その他に施設もやはり替えていかなければならない。或いは農機具も買いたしていかなきゃならん、そんな事で負債が重なりますと破産につながりはしないか、そういう心配をまず持っているわけです。ですから、私ども上層部ということになりますと農業会議の会合などもございますから、それを通じてこれについてはやはりその流動化は国の政策ですけれども、そればかり言っていると農家を潰すことになりはしないか、農家を守るという意味でそれ等もやっっていかなきゃならん。或いは今言われておりますように株式会社の参入だとか、そんなような事につきましても私どもやはり反対の立場で突き上げていかなきゃならんという考えを持っております。差し当たり今悩んでいるということで以上、申し上げました。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 どうもありがとうございました。

次に移るんですけども、7日の日に私労働組合が闘わなくなったと言ったんだけど、実は闘っている労働組合もあるんです。ところが、その消費税の問題でも、農業問題でもいろんな各地で集会をやったり、抗議行動をやっているんですけども、マスコミ取り上げないんです。1万規模の消費税反対の集会、全国的な集会が中央であって、各地方でそれぞれやっているんだけどマスコミはもうNHK始め無視しているんです。何故無視するかといったら、そういう事があちこちで起きたということ国民の中に知れますと、「俺たちも何かやらなきゃならん」、所謂60年安保の時はそういう事だったんで

す。各地のそういう行動が全部報道されたものですから、終わったあとに日経連やそのいうところから「お前たちは飼い主の足を噛むような犬のような真似をするな」と、「何であういう報道をするんだ」ということで真実を報道する人達どんどんとばされてしまったんです。そういう中で今マスコミは、農家の人達にも本当の事が洩れないような状況になってます。そういう意味ではこれは関わらない労働組合もありますけども、闘っている農業組織もあるということで、そういうのもあるということだけいっておかなければならないと思っています。ひとつ何としても農業問題ではこの国の政治を確信しなきゃならんなどというふうに思っております。実際には共産党は物凄い反共攻撃の中で80年代からずっと後退からやっと踏み止まるような状況でありましたけれども、今昨年の7月7日に駒井で共産党の市長さんが誕生したし、それからその後のずっと後の選挙でもって足立区でもって共産党だけが当選するとかいってどんどん今革新の方向に生まれてきているんです。何故なるかと、どんなにマスコミを統制しながら国民のこの考え方を変なところへ持っていき、政党をオール与党化しても国民を幸せにする政治をやる限りは必ずそういうものを求める声が出てくるんです。今無党派の人が増えていると、そういう人達と今共同して政党として農家の人の今、言ってみれば2万円、1俵2万円あればやっていけるという願いと一緒にやれる政党は誰かということでどんどん革新の方向に向いてきているんです。そういう事に確信を持って私はやっていかなければならないなど、そういうふうに農業問題では考えているわけですが、商工会館の問題につきますと、こういう今までの国のやり方が農業を潰して、どんどん離農を促進させていったわけです。過疎対策を色々考えたけれども、町の振興計画でも何年までにはなんぼの人口にするといったってそれは絶対に出来ないんだけれども書かざるを得ないんです。まさか沼田町の人口は「5年後にはまた何十名減りますよ」とか、「何百名減ります」というのは振興計画にはならないので、それは当然だと思わなければならないんです。それから、商工会の人達が大変な思いしているのもこの人たちが怠けたからでないんです。そういう意味からいうと、国の政策によって農業が潰され商工会もやっていけないような状況になるというふうにものを考えるなら、この商工会館というは町では「建てて上げます」ということなんですけども、その後の良く聞きましたら維持費の問題で商工会の人が非常に悩んでいるんです。これ以上維持費を上げられると、言ってみれば会費を上げなきゃならん訳ですから、会費を上げるんだったら私らは「もう商工会いらないよ」という事になって、実際には商工会潰れてしまうという悩みを持っているようであります。そういう意味で私は、建てて単なる箱ものにしないうに言っても下駄預けて、全部維持費を商工会に任せてしまうんじゃ箱ものどころか入る人がいなくなるんじゃないかなと私は心配しているんです。そういう意味で是非とも、これ他の議員もあれしてます予算審議の中でもしそういうことがはっきりしないと、ちょっと考えなきゃならんなど

いうふうな事もありますので、是非とも維持費については商工会の方にほんとに負担をかけないような、商工会の方は今までの負担であればやっていくと、それからちょっとぐら増えてもいいけれども、何か町の説明を聞きましたら私ら所管ではないんですけれどもどうなっているかという事で聞いたら、何か7、3ぐらいで7割が商工会の維持費になりするような事言っていましたので、それじゃ大変なと思いますので、この点についてはどう考えておられるのかちょっとお聞かせ頂きたい。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 商工会館の建てる時から維持費の事はあまり話はしてなかったんでありますけども、勿論今までの施設につきましても建物を設置する、それは町でさせて頂こうということでの話はするけども、それ以上踏み込んだ維持費というのは全く話はしてないし維持費というのは当然この管理、運営するといいますか、その商工会のものになる訳でありますからそちらでするのが私も当然というふうに認識をしてきましたし、たまたま途中でそういう話が、商工会から正式な話ではありませんが議員さんの中から、或いは何人か町の中からそういう声も聞き入って参りましたので、改めて会長に確認をさせて頂いたらそういうことでなくて、私どもの最初からの話は7、3という話もおかしい話、よくよく見たら図面の中を計算したら7、3になるんですけども、バス停に関わる場所、これは商工会だけでなく今まで農協、商工会、町、それに北空知バスですか、皆でその負担している訳でありますから、今その話を進める責任は町がやりましょう、ですから町が3割じゃなくてバス停に関わる部分については全部責任を負う、あと商工会館に属するものについては商工会ということですから7、3ではありませんので100%商工会、こういう認識を持ってもらわなきゃいかん、そういうふうに思っております。それで、後どういうふうにするかという事、運営の中で、大きくなれば当然かかるわけです。

（10時31分 野議員 入室）

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再ー ただ私は商工会の皆さんから呼ばれて町、市街地の議員の人達が懇談して最初の時からこれ以上、今以上の維持費の負担はほんとに出来ないんでという事で町と交渉しているという話だったんです。ところがどうも何か違うみたいなんですけど、私は商工会だけ特別でないというけれども、私は勿論そうだと思います。だから農業問題にももっと金を出しなさいと言っているし、商工会にもやっぱりその程度の事はしなきゃならんだろうと私は思っているんです。ですから、是非商工会が今本当は、こんな事言ったら叱られるかも知らんけど、ほんとに瀕死の状態というか、実際病院に行く人がたくさんいてバスで病院行きましたら必ず向こうの、深川の大型店を廻ってくるというよう

なことやなんかあって、酒屋さん何かも大変なんです。そういう全てのものがそうなんですけれども、そういう状態を実際にはいろんなところで規制緩和、大型店の出店を規制してくれというのに規制緩和がどんどん進められるというようなやっぱり国の責任って大きいんです。ですから私は、そういう意味では国の政策のもとで疲弊していった商工会を守るのはやっぱり町の立場だと思いますので、自治体の責任だと思いますので、ひとつ商工会だけが特別ではないという事だけは町長もう一回認識替えてもらわなきゃならないと思うんです。農業に保護してませんか、しているんですよ。いろんなことであるんです。一番されてないのは私のような季節労働者だと思いますけど、やっぱりそれぞれに町政全体でいろんな部分にやっぱり手助けをする、応援して頑張ってもらわないとならないという事ではないかと思うんですけど、この点についてもう1回ご答弁。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） はい。農業についても、ひとつの産業でありますから産業の振興、これすることによって商工振興にもつながるという認識で今まで支えてきましたし、或いはその労働者の方々についても出来る限りの事はさせて頂いた。それは労働者の対する、例えばその金の貸付金とかの利息の助成とか、或いはまた組織に対する援助とか、これからまた商工会の方にも運営資金補助とか、ですから今会館の事についての、今運営費について言われてましたからですけども、運営というのはその経営の中から考え出すこと、して運営費の商工会に対する運営補助というのは別に出しているわけありますから、その中も含めて知恵を出していくべきことだから、別枠として出すことは考えていないという事を言うのでありまして、それともうひとつどこもここもやっぱり、しかし公平さはどこか、その基準というのはなかなか難しいけど、その辺はいろんな角度から考えて農業団体も、商工会もまた労働団体も公平にやっぱり行政としては配慮していかなきゃいけないことだろう、そのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再 商工会館については他の人もあるんで、是非そっちの方でやって頂きたいと。

8番についてですが、農産加工場について町長は執行方針の中でも結構きちっと位置づけておられると思うので、やはり私はある意味ではおまる館のような観光の面ではないけれども沼田のひとつの顔ではないかと思っているんです。そういうところに働いている人達、この位置づけについて町長はどう思っているのか聞きたいんですが、そういうところで働いている人達の待遇もやはりきちっと考えなきゃならないかと思うんです。それで今この、庁舎内の臨時の方の賃金ちょっと聞きたいんですけども、それちょっと産業課長教えてください。それで、ずっと長年やっているけれども退職金も何もな

いということです。それからボーナスも出ないというような状況です。失業保険を掛けれる人は掛けていますけれども、扶養者から外れたくないという人もいますけれども、そうでない人もいます。実際今回ひとつの職員採用のことで聞きましたら、機械をいじる人が実際に今のところ養成されてなかったんです。特殊な機械だから免許がいるような機械でもないし、新たに基準で、どんな基準で募集してもわからないという事なんでというような話がありました。実際にはもしそういう、これからきちっとまだ広げていくというのであれば、そういう技術者もやはりきちっと待遇をきちんとしてやっぱり募集しなきゃならんと思うんです。そういう事でどういうふうに考えられているか、ちょっとお聞かせ頂きたい。

それから職員採用についてですけども、ああいうところの職員でも、それから老人ホームの臨時の方でもやはり町が関係するとこの臨時職員というのはやはりきちっと公募するべきではないかと思うんです。ただ、ある事業が来てその事業に事務費が掛ったので、この事業終わるまで誰か臨時の人雇わなきゃならんというようなものと違う場所ですね、そういうところはきちっと公募してやらなきゃ町民に誤解を受けると思うんです。こんな話あるんです、まだ決まってないのに高校在学中の内に、「私は町に入れるんです。」と、「町職員になれるんです。」という、そういう事をもう自分がちゃんと何処からか、ちゃんと採用になるようなこと決まって聞いてきているんでしょうね。本当は内緒にしなきゃならない事を嬉しいもんだから喋ってしまって、そういうのが我々に聞こえてくるんです。今回の場合も相当いろんな人から電話きました、「どうなっているんだ」と、それでやはりそういう点もきちっと誤解を受けないようにするためにも職員というのは公募するべきだと、臨時職員であっても、さっきいったようなその3ヶ月か5ヶ月の事業、ひと事業のとは別にしまして、長い目でみる、やってもらうような仕事にはきちっと公募しなきゃ駄目だとそういうふうには考えていますが、如何ですか。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 加工場の位置づけについては私どももやっぱり町の重要な施設だと、そういうふうには考えております。それで今の臨時職員の待遇も含めてでありますけど、やっぱり臨時といえながら毎年こう来てくれる方々とか、良くやっている方々、工場長からも報告を聞きながら少し手当をしたいという場合について年末にボーナスというほど大きくは言えませんが、それなりのやっぱり気持ちを尽くして、それは実績が上がればの話でありますけど、そんな事を致しておりますが、そこで臨時職員のその募集でありますけど、これはもうかなりお知らせ版が何かで出したかと思います。なかなか人がいないんです。井原さんの方もやっぱりパートですから、やはり企業として特に水産加工場もそうありますけど、加工場の場合普通の、ほたる館もこれから大変であります、毎年、毎年給料が上がりますから、臨時職員といえながらその年、その年のベースはやっぱり上がっていきますけども、これが

1年を通じてこの仕事というのがあるわけではなくて、一番多いのは、ありますが、何とかかんとかやり繰りして仕事を見つけておりますけども、トマト加工の時間が一番多くて、やっぱり冬期間というのは少ない、しかし少ない人しか必要ないけれどもやっぱりこの年間雇用でなければ働く人も安定がしないということで、いろんな材料を仕入れながらこの加工場の運営をしている訳で、加工場の利益を出すのではなくて臨時職員の人の賃金を出すために仕事をしている訳でありますから、加工場を動かしているという事をひとつ理解してもらわなきゃいかんわけではあります。それからもうひとつ、これは誤解を与えたということであればこれ大変申し訳ないんでありますけども、私もどんな人であってもやはり公募をして大学、高校のちゅうの内から沼田町役場に入るんだというような話があったとしても、その人はやっぱり受けること、受ければ受かるとそういう自信を持っていच्छるから言われるんでないかなと思いますけども、やはりその辺は私一人が試験するわけではなくて3人、4人がやっぱり、するわけありますから、公平にしているというふうに認識を致しておりますし、そんな事で本採用するという時にはきちっとやっぱりどの人も全て最低限面接はしております。長い間この臨時職員で仕事をしていた実績、そういう職場の雰囲気、そういったものを聞かせてもらいながらそういう事はやって公平さを期してよりその必要な、大事な人を採用してこうこういうふうに思っております。

○議長（吉尾政春議長） はい、助役。

○助役（西田篤正助役） 全ての職種についての賃金というお考えですか。現在、平成9年の今積算している予算で申し上げますと、事務的な補助の関係については5,100円ということでやっております。あとそれぞれの軽作業ですかと、普通作業ですとかそれぞれ分かれてますので、また後程話をしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再 臨時の採用については町長とはちょっと違う認識を持っているんですけど、これ以上いうと個人のちょっと問題にもなっちゃうので言いませんけれども、やはりあれなんですよ、確かに公募してその人採用されたかも知れないけれども、公募の前からそんな自信あつてということになるととんでもないと言いたくなるけど、それ言っちゃったら困るんで本人に対して申し訳ないのであれですけど、やっぱりそういうのあるんです、聞こえてくるんです。それは絶対にないようにひとつお願いしたくて、それで是非農産加工場の夏場の、忙しい時の臨時の人を頼むのは大変だそうです。これは公募しても来ないんです。でも工場長一生懸命人集めに、私らも頼まれてこうやりますけども、それはわかるんですけども年間でいる人達のきちっと身分を保証してやらないと、もし中核になる若い人達いてもらうということになったらある程度のことはしないといけないと思うんで、やはりその点ではもうちょっと相当分、定期昇給やってあとから大変になるというけれどもこれはしょうがないんです、

どこの社会のそういう仕組みになってますから、だからその点はひとつ町の方で考えるようにして、ある程度年間雇用されているということの上で退職金だとかそういう事を、恐らく中小企業退職金共済には入れないんです、その公的なあれですから、ただでそういうものなんか考えて見るというような事も必要なんで、是非待遇の改善を考えて欲しいと、答弁あればしてもらいますけども、なければ次に移っていいですか。

いいですか、陶芸の里。町長、ひとつは16頁に何故、いまだに訂正の言葉がないのでこれは意識してそういう言葉を使ったのかと思うんですけども、幌新地区の全体のを整備するというんであれば整備という言葉でもいいんですけども、ここには「陶芸施設の整備」というんです。新しく建つのに何故整備なのかと、その新しく建てるというのを弱めるためにこのいまだに訂正がないから私はそんなふうにちょっと勘繰ってしまったんですけど、こういうところでひとつ町長何であそこに陶芸の釜を作らんきやならんきやならんのかと私は思います。「新しい文化を起こすことによって魅力ある地域作り推進」、社会的な要求というのは勿論あるんです。だけど、その社会的な要求は他の人のためではなくて沼田町民の為になきゃ駄目だと思うんです。沼田には焼き物だけでなく、焼き物というのは野議員の奥さんが中心になって、いってみれば他から先生も呼べないような状況でずっと長いこと続けてきているんです。そして、それだけでなく創作活動でいうといろんなサークル愛好者がおります。絵画のサークルもあってそれ先生呼んで、これも野議員の奥さんが中心になってやってますけど、書道、手芸、例えば先だって89歳の加藤タマさんがほろしん温泉では飾ってもらえなかったやつを深川で展示しまして、ちぎり絵、人形展何かやりました。そういう事からいうとやっぱり町民がいつでも、誰でもが行って参加できるような場所が僕は適当だと思うんです。町長、希望者いるというけど当たり前です、自分で釜作ってやってたらそんなもの、新十津川にも登り窯ありますけども清水さんという人やっているんです、この人だってほんとにまあどういうふうな生活しているのかなと思いますけれども、そんな簡単なものじゃないです。相当有名な人になればそれは高く売れるかもしれん、岩見沢のこぶし焼きなんちゅうのも今そんな、何というかも田舎の焼き物屋でなくなってしまって、何か魅力ないような感じもありますけども、ですから町が施設作って言ったら誰でも来ますよ、そんなもん。だけどそれじゃやっぱり箱は出来てしまう、それこそ箱ものになって他から来て焼き物今日作っていくと、ところが何時か帰るよといっても焼き物作っているときにいつ帰るということにならないんです。途中でやめちゃったら半分固まって、半分は後から継ぎ足すわけにいきませんから、やはり時間に制約されないような事もあるし、なければならぬし、私はこれはもう絶対反対です。何としてもやっぱり生涯学習センターも出来る、作ろうとしていますし、それから出来れば私もこの間言っただけで、資料館の2階にも会議室があるとか、そしたらそういうところでやっぱり有名な先生を呼んできて指導してもらおうとか、そう

いう事の方が私はこれから1億2千万って建物建てて、それを町長は町の財政で作るからいいけれども、町民からいったらそれは許されないと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） ほたる館を作るときも何故あれだけのもの必要かという、随分いろんな議論もありました。作ってみたらまあまあレストランもいい、それから風呂はなおいいという事で、今非常に町民が誇りに思ってくれている訳であります、これをやっぱりよりこの多く、町民の方が誇りに思うから町民から来てくださいと言える訳でありますけども、そういう施設というのはそうでなきゃならん。町民がまず誇りに思うようなものにしなきゃならん。今回のその陶芸の里も、あそこに温泉を作ただけではなくて、温泉と関係のある遊ぶ場所、ローラースケートとか、それから環境整備いろんな事やって参りました。ほたるの里も、これもまたこの温泉の広く認識してもらえるものと、大きく作ってそれを運営出来るようにしていくのが私は町民の為である、そういう事で今回町民の為になるのかということでもありますけども、この陶芸の里を作ることによってまた多くの方が来て頂けるほろしん温泉がやはりこの、経営が相乗効果があってやりやすくなる、その事がやっぱり商店街のものを購入する事にもつながってくる、いうことでそれぞれの相乗効果があるわけでありますから、特にほろしん温泉の場合先程も申し上げましたように、この年々職員のベースアップもあります。それだけに多くの集客を増やしていかなきゃならん、いうこともありますし、整備ということはやはり幌新全体を含めてこれはひとつの整備だというふうに思っておりますから、それとやっぱり誰でも何とか焼ければいいんじゃないかと、やはり他にない優れたひとつ腕を持ったこの教える方に来てもらおうと、これは7番議員の時のご質問にお答え致したところでありますけども、やはりこのひとつはそういうこの地域にあるそのサークル活動をしていращやる、或いはそれに入っていない方も希望者の方がいращやる訳で、何回か是非こういうものを作っていく、欲しいなという希望を聞かされておりますが、そういった町民に対するサービスと、もう一つはやっぱり今言ったこの来て頂く方がこの沼田にそれがあるのであれば行こうという温泉の相乗効果、もう一つは今焼き物なんか途中で帰らなきゃいかんという事でありますけど、それはそれで非常にいい訳であります。その人の計画、出来上がった、焼いたものに自分だけが絵を書いてそれを焼いて急ぐ人はそれをお持ち帰り頂く。それからもうひとつは、この時間があればやはり温泉につきながら1泊、或いは2泊してもらってそういう事をやって頂くということがこの相乗効果につながってくるとそのように思っておりますから、是非これはやらせて頂きたいということで、この事ではまた公社に委託させようこう思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再ー 長くなるのであまりやりたくないんですけど、私は今焼き物やっている

人達も「どうしてあんなところに作るんだろう」と言ってます。町長、今やっている人が「あそのに何で」という事を言っているんです。それといいもの、名物のものを作ると言ってますけども、地元の原料を一部使うと言っていました。あと瀬戸から原料を持ってくるんです、と言ったんです。そうすると、ここで焼くものは瀬戸焼きなんです。地元の特殊性なんか、やっぱりその本当にいい焼き物の土があってそれで焼けば沼田焼きになるんですけれども、瀬戸から土持ってきたら瀬戸焼きなんです。恰好は別にしても、ですから私はやっぱり町民の皆さんにやってもらえるということであればこっちの方に作ってもらふべきだと、焼き物やっている人が「何であそこだろう」と言っているんですから、何かただほろしん温泉を赤字出さないためだけに町政がやられるようだったらちょっと困るんです。でね、今度いまほろしん温泉で12月31日まで4ヶ月、1万円で4ヶ月の定期売っているんです。ところがそれ以外は売らないんです。私から「何故だ」と、町民の皆さんは是非2人で、夫婦で行くとしたら1回に6万円出すといったら大変だと、1万円ずつで2人で2万円出すんだったらまあ4ヶ月に1回ずつだったら出来ると、やりやすいということで1万円券望んでいるんです。ところが出そうとしない。私から考えたら夏場はオートキャンプ場、それからキャンプ場でびっちりなんです。温泉側からいったらただ入りに来る人は来てもらわんでもいいんだと、そんなんでないかなと勘繰りたくなります。私でもやっぱりほんとは夏場は買わないで混んだらいやだなと思っているんですけど、買いたい人いるんです。夕方遅くなってから入りにいけば空いているとか、そういう人達います。それがやってないんです。そうすると、何か全てやっていることは1泊してやってもらう人だけ「何とか寄せたい」という、こんな文化何かどうでもいいんで、集客だけ考えているんでないかというような感じになります。町民の文化ではなくて、そういう意味では私は何としてもやめてもらいたいと思っています。長くなりますので次ぎ移っていいですか。すみません、時間。

道営住宅の問題についてします。これは道営住宅法が替わって色々大変な状況になるんですけど、幸いにして沼田町は周辺のそういう同じ程度の建物がなくて、まあいってみれば比べる相手がいないんでその、この解約法律があまり適用されないというような事もありまして良かったなと思っているんですけれども、何しろ今度は毎年毎年家賃が変わるんです。今までのように「こんだけ掛かって何年の耐用年数があるからこれだけだ」という事ではなくて、おうえきによって家賃が変わると、だから一人一人が、それから場所によって同じものに入ってて家賃が変わるということなんです。だけどこれはひとつ町の裁量権があるので、是非とも裁量権を使ってそういう国のやっているような複雑なことをしないように今まで通りの運営をして欲しいと思うんですけども、そういう事について町長一応お話を聞きたい。

それから、道営住宅あれ何でボンゴ車が入らないような車庫にしたんでしょうか。とてもじゃないけ

ど皆車庫ありながら車外に出しているんです。もう今から直せと言っても無理なんですけれども、やはり時代に合ったようなものを作っていかなきゃ駄目でないかなと思うので、やっぱり設計する時にはきちっと道に対しても意見を述べる必要があるんでないかなと思います。それと法律によって車庫はずっと1個ずつ作るようになったんだけど、「車の持っていない人は使わせれないんだ」と、こういう頑な職員の人達の考え方があったんだけど、やっぱりこれも町長の裁量権で、一番最初に悪かったのは車庫の、町営の方です、車庫の前に全部住宅の番号付けたんです。そうしたら入った人は「あっ、これは私の住宅の番号と同じだから私少し物ぐらい置く、自転車置くぐらいは使えるんだな」と思ったんです。ところがそれも「駄目だ」というような事で、大変混乱しました。そして、自治会に任せきりだったもんだからそういう事になって、私は課長と話して「駄目だね、やっぱり番号を消しなさい」という事で消したんです、後から。けれども、その時既にこんがらがっていました。ちょっと自治会の方ではあるところを「自転車置き場にします」何て決めちゃってんです。ところが絶対そういう事は出来ないんだって職員の方は言うておきながら、そういう事が実際に運営されてしまうんです。その点では町長、「裁量権でこういう事にはなっています。ですから、余り変な物置代わりに使わないで下さい。」という事ぐらいで、自転車ぐらいは置かせるようにするべきだったんです。それが救われて今、本当に本人は自治会に入らないとか、いろんな事で混乱起きてます。やはり今度建つところではそういう点きちっとやって頂きたいと思うのですが、これ等について裁量権の問題、ちょっとお聞かせ頂きたい。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） はい。今の車庫の問題については、車のある人はやっぱり車庫の賃料を払うものですから車のある人という事になったんでしょうけど、色々これはこの後新しく建つのも含めてもう一度再検討していきたいと、こう思っております。それから今解約と言われましたけども、こういうふうに通告されておりますけど、私全て解約ではないと今回は、一種、二種の撤廃は私どもの要求していたわけでありまして。とにかく、所得制限があって入れない方々も今回入れるようになった、特に地方重視という事を強く私ども望んでおりましたし、ちょうど町村会では一人だけが、私が意見発表やることになりまして11月ですか新聞に出ましたけども、その時に地方重視の事の意見を申し上げたひとつには、この民間がマンションとか1戸ありますけども多く建ててもらえない訳です。やっぱりこの公営の住宅でないと、ですからこの建てても地方自治体の負担にならないような建て方という事で建ててもらっている訳でありますけども、今回100%このあとの起債が当たりますから、2分の1の補助でありますけど、そういった事では前進していると、ただ橋場さんがおっしゃった事はその裁量権、これは非常に大事なことでそれぞれの地域における裁量権、全部全国一律でなくて「これはそうなるべきだ」と、これも主張していた通りこれが認められた訳でありますから、今後についても「じゃ従来と同じにする

か」というと、やっぱり今国は所得が減った場合、今おうのう、おうえきと言われましたけども、退職したときには当然収入減るわけですから、減ったときに減った家賃を納めればいわけでありますから、それはそれで敢えて今解約ということでもないだろうと、そのように思っておりますし、私どもの裁量権というのは橋場さん側から見たら「安くせ、安くせ」という事になるだろうと、こう思いますけども私ども公平にこれから、じゃ本来は沼田町に家を建ててほしいけどもそれ出来ない人の為にそこに入って頂くわけでありますから、すると企業誘致してもこの住宅がないと、やっぱり斡旋出来るという場所も必要だと、現在住んでいる方もそうでありますから、そんな事ではある程度の公平というものの覚悟して、なかで裁量権というのがやっぱり考えていかんきゃならんことだと、そのように思っております。

(11時01分 大沼議員 退出)

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 12番に移ります。冬期援護制度、まあ今せつかんとは言っていないんですけど、技能講習と言っているんですが、これが今年度分で、いや9年度分で終わりになっているんです。これについて国の方では相当攻撃を、所謂行革の中に組み込まれてやめようとしているんです。是非とも町長引き続いてこの冬期援護制度の延長について奮闘して頂きたいと思うんですが、如何でしょうか。

それから有給休暇、季節労働者にも、それからパート労働者についても有給休暇が6ヶ月以上、雇用された日から6ヶ月経った時点で、その事業体が出勤しなさいという日にちの中で8割以上の出勤があれば有給休暇がもらえるんです6日間、臨時であっても。ところが私らの講習の中で2つのアンケートやっているんです。一つは健康に関するアンケート、もう何十箇所といういろんな細かいアンケートをとりまして、それを本部に送りますと民衆医療機関の先生方でそれを全部チェックして、「この人はもしかしたらこういう病気があるかも知れない」という事で、これまで病気発見しているんですが、そういうアンケートと、それから労働条件のアンケートをとってます。そうすると「有給休暇もらってません」と、「もらえなかった」というような、これちょっと8割働いてないでももらえなかったと書いている人もいるかもしれないんです。だけど実際には「もらってないんだ」と、「何とかしてくれ」と、本人達言えないんです、なかなか。それで私は町として指導するべきだと思ひまして、どのぐらいになっているか、深川はうちの講習会、全部の講習会のまわりまして季節労働者のアンケートをとっているんです、市が。要するに「有給がもらえましたか」とかというのが、そういうふうにすると業者の人達もきちっとやれるんでないかなと思いますので、どんなふうになっているかちょっとお聞かせ下さい。

(11時04分 大沼議員 入室)

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） はい。町の場合も今は、結構臨時で働いております、もらっておりますから、6ヶ月8割以上出勤するという場合については10日間ですか、これは各職場に通知しているはずであります。そのように町としては進めております。

それから季節労働者の冬期のそれもついでお答え致しますけども、今うちの町は150人ぐらい該当者おります。ですから、これは季節労働者といってこれはひとつの大きな産業を支えてもらっているわけでありますから、これは私どもこの地方のそれぞれの自治体とも連携して要求して参ろうと、こう思っております。

○議長（吉尾政春議長） 建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 私の方からも、町の土建業界の方の状況といいますか、それちょっと調査をさせて頂きました。13社程、調査と致したところでございますけれども、その内7社は既に実施をしているようでございます。残りの6社の内、今年4月から労働法の39条の該当を実施していくというのは2社あります。あと残りの4社につきましては、先程言われました6ヶ月以上労働して8割の出席日数ということになりますけども、それに該当しない部分があるようでございまして、今後これ等に該当していくということであれば「実施をなさい」というように方向でまた指導はしていきたい思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 次に3番、大沼議員、商店街活性化について質問して下さい。

○3番（大沼議員） はい。おはようございます。商店街の活性化について質問させていただきます。今年4月からの消費税率引き上げ、以前として続いている不景気に更に拍車をかけ、消費者の購買意欲を減退させると思うし、町人口の減少や近隣都市の大型店の進出で商店街においては苦戦を強いられいている昨今でございます。しかしもって町におかれては消費税率引き上げ率に嫁されないということで大変ありがたく思っているところでもございます。事業としては本町においてはOA化の推進、陶芸の里の整備事業ですか、それから情報観光プラザの建設等の事業、特にその観光情報プラザの建設は商店街の環境整備の一貫として大変期待のしているところではございます。そこで、まず最初にそのOA化の推進についてお聞きしたいんですが、OA化の導入目的、まあ理解出来るんですが、今の既存の事務業務と将来的なものも含め、予算面での試算についてどのように考えていたのか、また機械の購入について地元業者の参入をどのように考えているのかお尋ね致します。

次に陶芸の里の整備事業についてなんですが、先程橋場議員さんの方からもかなりご質問はあったんですが、地方債と一般財源で6,880万と、道補助金が5,260万ですか、だから全て町民のためは言いませんが実質町民のための施設なのか、観光客のための施設なのか、また愛好者の育成と誘客の具体的な

取り組みについてどう考えるのか、これをお尋ねしたいと思います。私も寧ろほたる館、あそこ等辺の整備としてはサービスの向上を心掛けていくべきで、寧ろ自治省が今財政支援しているその携帯電話の基地局の整備環境を進めていくのが同等でないかというふうに考えるわけです。その辺のお考えをお聞かせ下さい。

それから、当然商店街の活性化のために商店街は勿論、商工会も体力がなければなりませんし、しかし今回も補助金は据え置きで毎年こう職員のベースアップの分だけでも商工会にしてみれば一般事業費の縮小になりますし、せっかくこう観光情報プラザが建設されても今一步元気が出ないんじゃないかというところも考えるところでございます。今回北海道においては、各地の商店街の衰退に対し独自の事業を打ち出し、打開しようとしている政策があります。この道の独自の新規事業の中身と活用の仕方をお尋ねします。

また、活性化は商工会と商店が努力しなければ達成できない問題ですが、町においても商工会に対し側面の援助、つまり補助金の増額をするべきだと考えますが如何なんでしょうか、宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 最初の方からご説明したいと思いますけれども、前後する場合がありますのでご了解頂きたいと思いますが、まずOA化の関係についてお知らせをしたいと、お答えをしたいと思いますが、現在それぞれOA化のチームで検討しておりますのは約各課でそれぞれ1年間に支出している経費、所要額を出しますと約1,500万近くになるんじゃないかと、きちっとした資料をちょっと手元に持ってきてませんので失礼しますが、1,500万近くになるだろうと。それによって全てのOA化がすぐ終わったという事でなくて、新たにまたそれぞれの業務についてOA化の導入がどんどん、どんどんなされてきております。そうしますと、当然それぞれの課でありますバラバラの体制でそれぞれの契約をすることになります。そうすると今の1,500万が恐らく2,000万から3,000万近くになってしまうだろうと、そういう将来の見通しに立って今回私どものOA化を、町村会の情報化センターを利用して利用する、やることになりましたけれども、これ等の経費は大体年間1,000万程度で終わるだろうと、それと一番の利点は町村会の情報センターがそのソフト面の開発を年度にあらゆる機会にやってくれるという事と、それを利用することによって経費の負担が相当軽減される、例えば近隣でもオフィスコンピューターを入れた関係でそのソフト開発に何億かかるかというような事態が生じているというふうに聞いておりますけれども、そういう意味では私ども今この入れる町村会の情報センターのものについては、そういうソフト面の開発が町村会で責任を持ってやってくれるというひとつの大きなメリットがある、そんなふうに思っておりますので、経費の節減の面では今後とも相当そういう図られるだ

ろうというふうに思っております。それから地元の機器の購入につきましては、当然私どもの日頃から各課に対しまして地元の商店を利用するようにという事で、それぞれ周知をして協力を頂いておりますけれども、実施をしておりますけれども、これにつきましてはその金額がかなり大きいという事と地元を入れる事によってまた相当の経費増になってしまう、それと設置したあとのそのサービス面が十分対応できるかどうかというひとつの問題がありまして、これは各町が、うちと奈井江が今年度やるわけですが、奈井江町も同じように町村会の採用しておりますけれども、それ等もやっぱり地元からそういう声が上がっておりますけれども止むを得ずやっぱり町村会直結の中で導入をしているというのが実態でございます。相当その経費も安い金額で入れておりますから、それにこう地元におりるマージンを入れますとまたその分がプラスされるというそういう実態はご理解頂けると思いますので、これについてはそういうような面での導入をご理解頂きたいというふうに思っております。

それからほたる館の関係のその窯の関係につきましては、再三町長からも答弁されておりますけれども、私どもとしてはやっぱりほたる館が地元の商店街に与えているその影響というのは、前回は申し上げたかと思っておりますけれども、約年間5億7,000万ぐらいの人件費を入れた分の売上が5億7,000万ぐらいあります。そこで50数名の方がそこで働いているということ、これも町長申し上げました。その中の地元から購入している分といいますのは、人件費を除いた分、これが約3億8,000万ぐらいあります。3億8,000万の内、地元から購入している人件費等を除いた地元から購入したり、或いは修繕をして工事を発注したりしている分がありますけれども、それ等を入れますと約1億3,000万ぐらい、そうすると37、8%のぐらいの地元からの購入の比率になると思っておりますけれども、それ等を考えますと商店街に与えているその影響といいますか、かなりの金額になるだろうと、しかも営業だけを考えれば当然先程お話ありましたように、橋場議員さんからお話ありましたようにお酒やビールにしたって深川、旭川から買えばコストは下がるわけです。そういう面では全てのものを地元から購入しておりますから、地元の商店街とのやっぱりそういうその協調関係は今後とも続けていかんきゃならん、そういう意味でいきますとあそこを利用している約16万ぐらいのお客さんの内、大半が地元以外の方という事もご理解頂けると思えます。その方たちがおっしゃるのには冬期間、例えば連休もそう、4月の連休から5月の連休にかけてほたる館に子供を連れて来ても実際に家族ぐるみでやるものが何もない、当然周り雪ですから雪の中でなにをせということにもなりません、そういう意味ではその冬期間もそうですけど、そういう意味でやっぱり家族で何か出来るようなものが是非必要でないかというほたる館のアンケートなんかでもそういうのが出てきております。そういう中で、私ども役場の中のプロジェクトも編成して検討した結果、やはりそういうものに対応する一番なのは、今の時代にあったそういう志向であったり、焼き物が一番いいんじゃないかと、そういうような事と、あの山の奥だからこそその登り窯というのがイメージに合う

だろう、市街の真ん中に持ってきて登り窯というのはこれはなかなかイメージ的に合わないだろうと、その辺も色々論議もしまして今回そういうような事で予算に計上させて頂いたところでございます。

それから、補助金の関係につきましてはこれは例年商工会からも要請があつてそれぞれ予算の段階で町長とも相談をさせて頂いておりますけども、私どもいろんな補助金、特に議会の皆さん方からも補助金の適正な執行というようなことでの決算特別委員会に意見も付されておりますので、そういう意味からいきますとよりその効率的な補助金の運営という事から考えますと、逆に商工会もそうですし、あらゆる団体がこういうものをやるために「是非これだけの金が、こういう支援をして欲しい」という、そういう前向きな考え方が打ち出して頂ける、その事によって補助金の増額がまた可能なのかなというふうに思います。ただ、単純に議員さん言われるように「ベースアップ分を持ってください」という事ではなかなか全体の中での理解が得られないのかなと、そんなふうに思っております。それから道の商店街の活性化の5つの事業といいますが、これはまだ具体的に出ておりませんので、出た段階でまた担当の課と商工会とも十分打ち合わせさせて頂きまして、町が支援できるものでありましたらまた町長の方とも良く相談をさせて頂きたいというふうに思います。宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） はい、町長。

○町長（篠田久雄町長） 大沼議員さんの質問の中にすぐはどうか分かりませんが、携帯電話の話ですが小平、幌加内、沼田と3町協議会設置しておりますけど、その中でひとつ何かの制度に載せて携帯電話が可能なように、そういう時代になりましたからそういう運動も致しております。

○議長（吉尾政春議長） 次10番、久保議員、過疎対策について質問して下さい。

○10番（久保議員） 10番。町長に2、3点お伺い致したいと思います。町長も4期目の半ばを迎えまして、所謂折り返し地点、非常に各議員からの一般質問の中でも出ておりましたけども、多くの実績を上げておられますし、また本年の当初予算をみましても62億数千万円、非常に大きな事業を抱えております。5千人を割った人口の町としては非常に大型予算でないかと、12.何%の伸び率というふうに書かれておりましたけども、例えば私ども昨年兵庫県の南光町というところ行って参りましたが、ここも非常に立派な町の運営はしておりますけども、人口5千人ちょっといまして26億台の予算でございましたし、また四国の久万町、これは7千人近い人口がありましたけども43億ぐらいの年間予算、年度実績でございますけども、そういうところから見ましてもわが町は非常に事業料が多い、それだけに町長、また職員の皆さん方非常に一生懸命予算獲得にご奮闘なさっているというような事が伺えるわけです。特に豪雪地帯でもありますし、また産炭地域でもあるという利点も勿論ございますけども、ここ数年ずっとこう見てまして「これは大変だ」と、「わが町、これ事業料多いから財政硬直になりはしないか」という心配をしていたところ、先日資料を頂きましたのを拝見すると公債比率が9.7%、凄く内

容がいろいろびっくりしているところでございます。ラスパイレスがただ96から98ぐらいに、これも徐々にではありますけれども、「これは100になれば職員の皆さん方喜ぶんじゃないかな」というふうに拝見をしていたところでございます。通告の1番目に防災、環境、雪対策というふうに上げさせて頂いたんですけども、各議員からそれぞれご質問もありましたし答弁も頂いて、しかも町長の執行方針にも記されておりますので、私思いつきでお前やるなよというふうに言われていたんですけども、いつもこの3点は私気にしておりましたので、通告をさせて頂いたところ非常に皆さん方に対する答弁ないし、この執行方針を拝見したところ非常に良く書かれておりましたので、特にない訳でございますけれども、災害というのは他の議員からもありましたけども、これいつやってくるかわからないという事で、前回の私どもの委員会でも防災計画については非常に勉強させて頂いた経緯もございますし、また総務課長に色々注文もつけてございましたけども、ようやくにして防災会議、この3月に会議を開くというふうに書かれておりますので、少しは遅きにしましたけどもまずまず本気で取り組んできているんだなというふうな感じが致しております。ただ、防災マップも作るようございまして、これなんかは簡単なものですからこれは「早く、すぐ作りさない」というふうに言ってあったんですけども、これから内容を検討して防災マップもという字句が入っておりますけども、こんな簡単なものぐらいは「出来れば昨年の内に作って下さい」と申し上げたんですけども、これ等はやっぱりものと所謂赤い本ですね、あれなんか避難場所とか色々書かれてますけど、相当実状と合っておりませんし簡単な事だけはやっぱり早くに手をつけてほしかったなというような感じが致しております。停電時の話題も出ておりましたけども、各戸に所謂防災無線も付けて頂いて、これも停電の時また使用出来ないのではなかという心配もございまして、色々対応していく事は感謝するわけですけども防災、必ずしも予期はしてないし、くるものでございまして、また阪神、淡路もまだに相当の人が仮、避難宿といえますか、そんなとこに住んでもありますし、最近では伊豆の群発地震、毎日毎日数十回ずつ予感を感じる地震がきております。沼田町も直下型も経験しておりますし、63の水害も経験しておりますし、また一昨年の年末の駅前火災と、もうこれいつ起きるかわからない火災がやっぱりあるわけですから、どうぞひとつ万全な対策をお願い致します。

次環境問題、これも町長執行方針にはよく言われて、書かれているわけですけども、これ「分別収集を下さいよ」ということで4月1日から法律、昨年法律施行されて4月1日からまあこれはやらなきゃならんというふうになるんですけども、これは住民もまた製造する側も、例えばペットボトルなんかも、それから行政もこの3者が一体になってきちっとその処理を下さいということになっているので、担当課長に聞いてみたらこれも今妹背牛町にある広域的なものを平成10年ですか、来年度この問題に対処するというところでございますので、非常にまあよく検討されている実状はわかりました、結構な

ことだと思いますが万全を記して頂きたいというふうに思うわけございます。

また雪対策、これも他の議員からもありましたし、また担当課長からも何えやっぱり色々研究をされているようですが、「中国では水を納めるものは国を納める」と言いますが、私いつも雪国の、しかも北空知沼田町では「雪を納めるものは町を納める」のかなというふうに感じているわけですが、最近ではもう町づくり懇談会で話題にはここ何年かなくなってませんけども、過去何年間もまず市街地区の懇談会という雪の問題が出ないことはなかったぐらい、なんせ出ました。町長はずっとこれは融雪溝だとか消雪溝だとか、「それは金がかかるし、水の問題もあるから投げたほうが安いんだよ」というご答弁を頂いているわけですが、投げるのと未来永劫毎年毎年かかっていく訳でございまして、一度設備すればある程度の設備は一時的にはかかりますけども、その他のことありまして、金のことばかりよりもやはり綺麗に軒先、歩道がもう家の前立ったらずっと2丁も3丁も先まで見えるような、やっぱり雪国であっても快適なやっぱりそういう生活を営むためにはやはり雪山を縫うようにして通学をする子供の姿を見ると、やはりこれはもっともっと雪対策というものは真剣に考えなきゃならん、今回歩道の用のロータリーですか購入されるようですし、また霜雪ですか、何ですか課長に聞いたら今検討しているようでございます。ただ、沼田ご承知のように国道、道道、町道が入り組んでいます、町のなか。これは委員会でも色々議論したときに言っていたんですけども、これは国にどうここ等辺も町で排雪だけでもせめて請け負ってというか、引き受けて一緒にやれないもんかなと、道道はやったと思ったら今度は何日かおいたら国道はやったとかって、交差点なんかにおいては吉田議員のようところでいろんな意見も出たり、交差点の除排雪、非常に片一方やって片一方やらないとか、そんな問題もあるのでそこ等辺も検討をするお考えがあるかどうか、国、道と折衝されて排雪だけでもせめて一緒に、町道と一緒にこう契約的に順次町の中をやっていくというようなお考えがあるのかどうか。先日深川市の今年度予算で消雪、融雪機を買う場合、購入費、それから工事費も含めて20%以内、しかも10万円まで補助をしようという記事が出ておりました。私ども建設委員会、前回の建設委員会の時にもこれは札幌市なども、岩見沢市もそうですがそういったような器具に対する補助金を出しておりますのでご報告させて頂いているんですけども、いずれそういう時代がくるんじゃないかなというふうに考えております。すぐ隣町もそういうふうに始まってきておりますので、是非ひとつこの雪対策根本的にお考えを頂きたいと思うんですけど、如何なものでしょうか。

次に表題が過疎対策ですから色々こう関連するわけですが、振興計画書一昨日来、ほたる館の登り窯の話も出て、今、只今もありましたけども、やはりこの今幌新も非常に皆さんの努力で非常に施設も増えたと、また利用客も非常に増えております。昔、いつも幌新の事をこう思い出すと町長はまだあの時は議員さんをおやりなっている時に、あのほろしん温泉をどうするかというようなことで特別委員

会を作られまして、当時の議会としては当時旭町の観光ホテルにタンクローリーであの冷泉を持ってきてやったらいいんじゃないかというようなふうに報告をした記憶がございますけど、この時にも私は「これは当然この温泉は山の中がいいんで、あそこの場所でやるべきでないか」と、意見の中には恵比島の小学校跡どうだとか、いろんな話も出ておりましたけども、今現在やはり先程助役さんの話ありましたけども登り窯にふさわしい山の中、非常に結構ですと、いいんですというようなお話がありましたけども、あそこに施設を作って良かったなと今は町長もお考えだと思うんですけども、その集客のために色々施設を作らなければならないというような事ですけども、やはりひとつにはやっぱり営業、これは非常に大事なことでないかと思うんですけども、営業をしないとやはり企業というのはなかなか伸びないと思う。過日助役さんである、開発公社の社長さんがご媒酌をされたその時に営業マンとして採用された方がこの度めでたく結婚されたというような事でございましたけども、実際にその営業マンをどのように活用しているのか、営業の方法も色々であろうかと思いますが、先日も色々まあ例えば葉書だとか札状だとか、その後1度来たお客さんには必ずもう住所録等を整理していろんな営業活動をやっているというような話もございましたけども、そこ等辺のやっぱり一度施設を利用してきて「ああ、良かったな」と、「もう一回行ってみたい」というような感じをもってお帰り頂く、それが素晴らしいサービスでないかと、基本的にはサービスっていうものはあるわけですけども、やはり登り窯についてもこれも思いつきで作ったわけでないと思います。あの施設、振興計画書を見ますと今度の平成3年の第3次振興計画の中に、あの地域の所謂新たな観光資源の開発と促進をするというふうにうたっておりますので、そういったような計画に則って、振興計画に則ってあの施設を作られるんだというふうに感じっております。ただ、前回議運の時に助役さんの説明の中に冬期間滞在してくれるお客さん、非常に冬やることがないというような話もちよっとされましたので、仮に冬の間あの道路向かいでどうかと、場所の問題、できれば建物ローカづたいでもつながったところにそういう施設があれば、窯だけは奥の方でもいいですけども、道路向かいでもいいですけども、手作りで絵を書いたりなんかするのであればそういうことが、そういう作業のする場所は室内を外まで出てかきでやる方法は出来ないのかなという感じしますが、場所のことについてもしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

また五カ山地区の開発は色々振興計画に出てますけども、5点の内例えば観光牧場というのありましたけども、これもまだ手が付いてないのではないかなという感じもしますし、また沼田開発株式会社では操業時にスノーモービルランドというような事も言っていた時期もあったんですけども、これも載っているけどもまた計画の段階なのかどうかちょっとお伺いしたいわけです。

もう一つ恵比島の市街地区の整備というのも振興計画には載ってますけども、どの辺まで出来たのか。

あの市街を整備する、大変なことだと思いますけども、そんな検討もしておられるのかどうか、お伺いを致したいと思います。1回でちょっと再質問ないようにお答え願いたいというので全部申し上げておきますけども、振興計画の中で策定要領というのがあるわけです。その中には10年間ですから、平成3年から12年までですから、その中には何ですか、策定要綱の中に審議会というのを設けることになっています。その町民の意見、要望を広く計画に反映させ、町と町民が一体となって計画作りをするための組織でありますよ。うたって、その組織とは何かというと沼田町議会、総務文教常任委員会をもってあてると、こういうふうになっているわけです。3年ごとにローリング、それから内容の検討をするということなんですけども、何かこの委員会の中でそういうご説明を頂いた経過がないんですけども、この辺の内容が替わったのか、私の本が古いからかどうかちょっと、お考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

次に道路の問題ですが、非常に道路は良くなりまして整備されて農道まで舗装される時代、非常にいいんですけども、町道の改良約70%ぐらいでしょうか、やっぱり町の発展というのは交通の便が良くなければやはり町が発展しないというふうに考える〜。執行方針ではお道道のことも書かれておりますけども、これ幌新までの所謂何とかという新しい、緑の街路事業というんですか、非常に気持ちのいい名称なんですけども、例えば静内町の桜並木みたいなことをお考えなのか、本町の町花はつつじでございますので、昔はつつじの苗は余るほどあったんですけど今はどこへいったのかないんでしょうけども、つつじをずっと植えるとか桜を植えるとか色々お考えのようですけども、この事業もいつ頃まで平成11年というふうに書かれておりますけども、これは是非ひとつこの道路も非常に勾配もありますし、谷坂みための2つほどありますし、カーブが多いわけです。この平成11年までに直されるというようなことでございますけども、是非ひとつこの緑の街路事業をもってちょっと沼田のあの道路は妻いぞと自然に道路を見に来たら温泉についてしまったというような感じにして頂きたいと思いますし、今道路のお話ですからあれですけど、前々から私思っているんですけども昔は道北バスも沿岸バスも沼田を通過して旭川、留萌間が沼田を通過してくれていたんですけども、一方余り交通が便利になると商店街は皆さんお客さんが逃げてしまうんじゃないかという心配がありますけども、やはり町はやっぱり交通の便利なほうが非常にいいわけございまして、そういう道北バスあたりの通過、例えば恵比島通過するなり、それから今牧場を通じて奥美葉牛に通過する道路も立派な道路ありますので、そういうものを利用しての一日に何便かでも留萌、旭川間のバス乗り入れ等の運動をするお考えがないかどうか。また湯内、旭川線、ちょっと名称わからないんですけど、多度志を通過して旭川に行く道路、これなんかは冬期間閉鎖されます。これ何故、あのぐらいの峠であればもっともっと釧路行くときも阿寒ですか、あういうところも幹線道路であればこれは開けられないわけではないし、或いは除排雪が難しいという道路であるなら改良す

ればいいんで、せつかくある道路冬期間も是非ひとつ通行可能になるようにこれも運動すべきでないか  
と思いますけども、町長如何でしょう。また、国道12号線通ってみると春志内トンネルの横に旧国道が  
あるんですけども、あの道路なんかは道路の真ん中にガバガバあっちこっちに穴開けちゃってしかもそ  
こに木を植えていると、トンネルを作るときに、恐らくトンネルを作ってあのバイパスみたいな道路が  
1本出来れば下の道路とまあ2車線ずつ往路に使えるんだなというふうに考えていたら、あんなふうな  
使いみちになっちゃってちょっとがっかりしているんですけども、これ勿論町の過疎化防止の為に、交  
通体系を守るために是非ひとつ開発にあればどうして伏線かとして使わなかったのか、使うべきでない  
かという提言も広域的にもやって頂きたいし、是非ひとつそういう事も必要でないかなと思う訳でござ  
います。

高規格道路についてはご報告がなされておりましたけども、所謂国道 275号のバイパスについては触  
れておられないんですけども、これはどのようになっているのでしょうか。非常に町では当時いろんな  
意見もあったり、それから当時は3つの路線ですかA、B、Cになるものも示されて、これはもう国道、  
高規格道路と同時にこのバイパスの道路も出来るのかなというふうに感じていたんですけども、最近な  
んか音が小さくなったというか聞こえづらくなっているんでどの辺までいつているのか、お聞かせを願  
いたいと思います。

商工振興と商工会館、先程らいも色々意見がございました。商工会としては「土地は確保するから建  
物を建ててください」という、お願いをした経緯がございます。最近、先月の20日でしたか、総文委員  
会のおりに課長さんのお話では「いやもう、その建てる準備でおります。」と、「しかし運営管理も考  
えて、まだ煮詰まっております。」というように、ちょっと違ってたら産業課長ちょっと答弁お願い  
したいんですけど、何を聞いても「まだまだ。まだわかりません。」というように感じ、これは町長か  
ら口止めされているのか、また言うてはならないと思っておられたのか良くわかりませんが、どう  
も中身がわからない、「じゃ助役さんがおいでになったら助役さんお願いします。」ということで助役  
さんに来て説明をして頂きました。私どもは当時これは今頃こんな話であれば3月の議会には、この建  
設は出てこないなというふうに判断もしておりましたし、そんなつもりで聞いていたら助役さんは「い  
や、3月議会に予算を提示します。」というふうなお話でございました。ちょっとびっくりしたんです  
けども、確かに建物は建ててあげましよう、建てて頂いたんだから管理、運営は当然その運営をする  
ところでみるのは当然だと思います。ただ先程町長さんも心配しておりました商組の問題もないわけ  
でないし、やはり運営というものは中身で考えなきゃならん。ただ、2月20日のそんな事がありまして、  
3月4日に商工会の幹部の皆さんが、理事に皆さん方と市街地区の議員の懇談会がありました。その席  
でまた建設委員長さんは「3月議会に提出されるとは、つい夢にも知らなかった」というような発言が

ございました。「それを知ったのはいつ頃ですか。」と伺えば、「3、4日前です」というような感じ、何かこの打合せがスムーズにいったのかなというふうに思っていましたし、また課長のお話を伺ってもさっぱりどうもわからない、町で建てるのはわかると、しかしバスレーンがあると、これは将来的には町営バスも国鉄バスも中央バスもバス停として使う、それであれば土曜、日曜、祭日も当然夜の8時過ぎまでバスは動くわけでございますので、そこに管理人も必要でありましょうし、また電気、暖房のスイッチも切ったり入れたりしなきゃならん、誰がやるんでしょう。また、「町の特産物の売店がありますよ」と、じゃこれには誰が、俺初め展示だけかと思ったら販売もするというふうに書かれておりましたので、販売するとなれば売り子がいなくて無人の販売かなというような感じもしていたわけですが、そこ等辺伺ってみても何だかこの良く打合せが出来てないやのように聞いたんですけども、後日最近になって調べてみたら商工会の事務局長は、「いや実は去年の6月から管理、運営については色々打ち合わせておりました。」と、電話ですから良くわからないですが「なんですか」と、「それは役場の担当課長に聞いてもさっぱりそんなふうにおっしゃってないし、また商工会の幹部もそんな認識ないのになんでそういう事になるのか」と、それは打合せをしてたんなら何も隠すことはありませんし、この様になるつもりですと私どもの委員会でもはっきり言って頂ければ何も心配もなかったわけです。いらん心配したもんだなというふうに考えているわけです。やっぱり議会とやっぱり職員の皆様とは少なくとも毎月のように委員会もありますし、所管の委員会、やっぱりあまりこの隠されないでどんなことでもやはり相談され、ひとつには例えば議会の研修なんかのときも最近議会事務局の職員の方は一緒にして頂きますけども、やっぱり所管の課長さんなり担当者というのは一緒に行って勉強したほうがむしろ効率的でないかなという気がするんですけども、如何でしょうか。例えば、米バラのああいいう大きな施設を作るときも職員の皆様、議会の皆様バラバラに視察、研究をしてきていたようですし、今建つであろうといわれている福祉センターの場合もそのような事もございましたし、まあやっぱり町のお金を注ぎ込んで何かをやろうという時には先程申し上げた、やはり振興計画書にも勿論明記されておりますけども、振興計画書にないものであってもやっぱり町長が新しく事業を起こそうとする場合、課長会議では色々詰めていっても議会はさっぱり知らないんだというようなことでは如何なものかなと、これは1日も早く住民のに知らせないきゃならないから新聞報道もこれは細かく予算の規模も場所までも金額もみんな出て発表されたけど、議員の者はさっぱり知らなかったというようなことではどうもこの議会と理事者と申しますか、役場の皆さん職員の皆さんとのやっぱりコミュニケーションが出来てないのかなという感じがしてならない訳でござまして、そんな事も今後ひとつ、是非ひとつ議会と一体となって商工振興ばかりでなくてやはり町の過疎防止のためにも頑張るべきでないかなという感じが致しますが如何でしょうか。商工振興というと、今その農業の取り巻く状況非常に厳しゅうござい

ます。

まあ昨日の道新小さく出ていたけども、全国平均では、これ農水省の調べのようですけども71ですか、北海道平均で65歳以上の経営者が経営する農家の後継者がいないのは33.3%、3分の1がもうしかないよと、後継者がいるのは、ほとんどは後継者がいないよというふうに書かれておりました。しかし、一昨日らい農業問題非常に皆さん毎回この議会でも議論のあるところですけども、世界の人口は1秒間に3人ずつ増えていると言われておりますし、そうなれば1日に25万9千人が増えることになりますし、1年間に9,460万人の人、約1億近いものが毎年増えていく。2030年にはもう中国でさえも、もう今もそうですけど輸入国になって膨大な、2万tの輸入国になるというふうに書かれておりましたけども、そんな中でやはり農業が非常に大変だという事によってこれは町の所謂その過疎化に直結する問題、そこで農協合併が行われるようです。これも再来年の2月1日、昨日は深川市農協の総会があったんですか、昨日かおっとい、それで今度はそれに向けての委員会に名称も何か替えているようですし、この農協が合併されることによってまた過疎になりやせんかという心配もございます。しかしこの農協合併、経営移乗から考えると合併せざるを得ないのかなと、これ町長も組合長さん方も皆入って何回となく会合を積んでいるようですけども、しかしこれが待てよと本当の農民の声なのかなと合併することが、そういう疑問もないわけでないです。しかし、今の農業政策が非常にこうまさに「NO」何もない政策だというふうにも言う人もおりますけども、高知県の橋本知事などは「減反政策には協力しませんよ」ということを言って、少し話題をまいております。また最近では岩手県の東和町、これも「減反調整にはもう廃止します」、「そんなもんしません」というような事もいっております。これはひとつにはそういう事ということによって町のイメージを上げ、その町の農産物が売れやすくするという宣伝効果も狙った面も一部あるかと思いますが、それぐらいやはり深刻であるというふうにいわれておりますので、まあ町長はこのような事をどのように受け取っているのか、考えておられるのか、だからうちの町も「減反は返事をしますよ」という事になるのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。規模拡大、確かに大切、やらなきゃならん事です、それによって過疎がということですから、出来るだけ農業をお辞めになった人が町に残って何かをやるというような事も、その為にもいろんな施設を作ったり色々ご苦労なさっていると思うんですけども、例えば農業団地とか農家団地でもいいですから、そういったような農業をお辞めになった人方がこの町でそこに住んで畑でも何でも、「それはお貸しします」と、非常に手間の掛かる、難しい高級の野菜を作る作業を皆さんと一緒にやるとか、それから果樹、園芸、また養豚、養鶏、色々あるかと思いますが、そういったものを皆さんで農業を一応整理して売られた方であってもそういう人方の技術を生かして、また沼田の町に住んで頂いてそういったような事の企業を起

こすといっても難しいですから、そういう農地をやっぱり提供する、そういうような事もひとつの考え方でないかと思うんですけども、如何なものでしょうか。

昨日も出ておりましたけども行政改革、OA化、今日も出てましたけども結構なことですし、あれなんですけども、行政改革ということは市町村の合併につながりはせんかという心配はひとつあります。しかし、今は国では地方分権だという、地方分権なら何も地方に権限を与えて小さな町でも村でもこれは残しておくべきだというような事なんです。これまたちょっと行政改革とはうらはらな面があるのかなという感じがしますが、昭和28年市町村の合併で促進法というのが出来て、所謂町長もいわれているように効率のいい行政をするんだという目的で町村合併、当時は1万の市町村が全国にあったわけなんですけども、現在は3,200程の市町村に減りました。しかし、まだ人口最低8千人ぐらいというんですか、まだまだその合併しなきゃならんというような事はいわれておりますけども、やはり合併するほう、しないほう、されるほうといえますか、メリット、デメリットがあつて、前にも町長他の町の事を例にとられて、北空知のなかです、前に合併した時にもやっぱりメリットのなかった地域もあるというようなお話もありましたけども、これはやはり沼田は是非ひとつそういうその町村合併やなんかに巻き込まれて、例えば北空知がひとつの町になる、今の農協のようなそういうように事にはならないようにひとつ沼田独自のやっぱりカラーを出していくべきでないかというふうに思うわけなんですけども、如何なものでしょうか。

自衛隊着隊後の運動経緯について。これも色々あります。一昨日、久し振りに橋場議員の憲法第9条前文の朗読を聞いて、50年前に勉強した懐かしいなと思って拝聴しとったところでございますけども、今自衛隊誘致運動、これは昭和44年に炭鉱が一遍になくなってしましまして何とか過疎化防止をしようという事で20年間にわたって陳情運動の結果ようやく弾薬庫、この弾薬庫に決まったのも町長ご承知のように当時の金丸防衛庁長官、大臣室において我々陳情に行った時に「困ったな」と、見合いをして相思相愛上手くいくかなと、結納まで入ったけども嫌われちゃったもなど、そんな事もありまして「いや、替わる施設でいいだろう」というような事で弾薬庫に決まった経緯がございます。しかし施設拡充委員会、これは過去には篠田こうさく先生が沼田町の自衛隊誘致規制会長を受けようというお話もございまして、非常に町を上げて自衛隊誘致運動をしてきたわけですが、その結果今現在弾薬庫、じゃもつともつと、例えば特科連体、もっと大きくいえば当時お田川の師団を沼田に持ってくるんだというような話もあったぐらいですから、毎年のように中央陳情をされているようなんですけども、なんか昨日、おっこのどなたかの質問の中で昨年まではある程度目的があつたと、だけでも今年の場合はちょっと挨拶程度に行ってきましたと、頻繁に会うことが情報の収集になるんだというようなお話でしたけども、せっかく町を上げてこんなに永年やってきてもつともつと施設を拡充しようという意気込みでやっているわ

りにはちょっと何か尻込みかなという気がするんですけども、どのようにお考えでありましょうか。時間もきましたんであれですけども、新聞紙上いつもいわれている沖縄の米軍基地移転問題、これは例えば北海道であれば別海、浜中、他3つの町が「反対だ」、「賛成だ」やってますけども、沼田町が施設拡充するんであれば、それはじゃ沼田に土地があるかったらありませんけども、昔は北炭の1万町歩北炭本社のも何度となく私どもも行ってきた経験があるんですけども、それではそこまでもしそういうものでも誘致する気があるのかどうか、せよという意味ではないですよ、せよという意味でなくてそこまで考えてる気があるのかどうか伺いたいと、しかも北炭のその後、北炭本社に伺ってあの1万町歩沼田町内にあるあの土地をどのように活用する気があるのかどうか伺った経緯もあるのかどうか、併せてひとつご答弁を頂きたいと思います。終わります。

○議長（吉尾政春議長） 以上で休憩を致します。午後は1時から答弁の再開を致したいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 再会を致します。

13時03分

（谷口議員・野議員 不在）

○議長（吉尾政春議長） 10番議員の質問に対して答弁から再開致します。町長。

（13時04分 谷口議員・野議員 入室）

○町長（篠田久雄町長） 久保議員さん、何年分も併せてご質問された非常にたくさんあるから、ある程度ご理解されてらっしゃるという事をちょっと飛ばさせていただきますし、それでまた手落ちがあればまた再質問になりますのでお願い致しますけど、防災、環境、雪対策につきましては別と致しまして、この振興計画と道路網整備につきまして申し上げますが、このまず総文委員会がこの第3次沼田町振興計画にこの入って、最後にまとめた時に入って頂いたわけでありますけども、それは次の第4次とまとめるという時になってくると平成12年ぐらいになりますか、或いはまた総文委員会というふうになるかもしれませんが、途中でローリングする時に、見直しをする時に委員会にまたご相談申し上げるという事は今のところしておりません。役場内で検討した結果、これを議会に図っているという状況でありますから、その辺ご理解を賜りたいと思います。策定の時だけだったという事であります。今後何かの問題があれば所管の時でも申し上げることがあるかと思っておりますから、ご理解を賜りたいと思っています。

それから先程からずっと4人の方々が、久保議員さん含めて陶芸の事についてご質問があるわけでありますけども、やはりこれをほろしん温泉の営業はどうなっているという事であれば、それに関して営業は、営業でやったらいいんで、あれもこれも作る必要ないだろうと、こういうご意見もあったわけでありますけども、営業努力はそれなりに致しております。営業、毎日が営業として歩いているというそ

れだけのゆとりはあの職場にも、またこちらにもないわけで、出掛けたとき私どももまた助役もそうありますが、当然社長でありますから必ず各機関にいろんな要請すると同時に、またほろしん温泉をこういう事に使えないだろうかという申し出をして参りますし、それから私どもだけでなくここにいるこの答弁する側におります者全てが営業して頂いている時に、教育委員会は教育委員会なりに、建設課は建設なら所管の来て頂くお客さんにもまたお願い申し上げますし、それからほろしん温泉ではやっぱり支配人を中心にそういう営業をしておりますし、来て頂いたお客さんにまた来て頂くようなそんなお願いもしたり、葉書の作戦についてもこちら温泉も全職員が5枚ずつ自分の知人、或いは友人とかそういったところに繰り返し、繰り返しお願いすると同時に毎月のこの課長会議にほろしん温泉の翌月の予約状況がどうなっているか、それに〜〜〜してやっぱりこう見ると土曜日、金曜日に大方がふさがっているわけです。如何に平日のお客さんを多くするか、いうことで課長会議に図りながら、ですから温泉だけでなくこちらの方もこれはもう皆で営業をやるというような姿勢でおります。何れにしても営業専門の職員を置くほどの大きな施設ではないわけでありますからそんな事で、ともうひとつは私どもこの温泉のこれがネットワーク、共通券を売っております、北空知で。うちの町でも北空知全体の共通する券、それはもう北空知全体で売っております。それと私どものお客さんが増えればまた北竜町にまず、それから秩父別という事で紹介して向こうからまた満館の時はこちらに紹介するというふうな事で、北空知として受皿〜〜ように方向にこれから向かっていかなきゃいかんという事で、そういう姿勢でおりますので、そこで私は更にこの焼き物をする事によつての交流人口、なかなか定着人口は〜〜ませんけどせめて交流人口を増やしていくひとつの政策だろうと、そのように思っておりますのでこの辺もご理解賜りたいと思っておりますし、この事によって趣味の方々の輪が広がって沼田の新しい文化として定着すればと、そういうふうに思っております。

それからゴルフ場のスノーモービル、やっぱり冬期間この本州からみたら非常にこの冬というのは長い期間、しかもあそこにクラブハウス、大きな施設があるわけでありますからこれを空けておくには惜しいと、広い土地はあると考えられたんでありますけども、私ども「やる、やる」と言われるけども「ちょっと待つてほしい」と、これをする事によってあのクラブハウスをあそこに暖房するだけでもどれだけ掛かるか計算なさっているか、まあ石油を売られる方をいゝけども採算面ですね、それとレストランにやっぱりそこに動かさんきゃならんとしたらそれだけの経費を全部原価計算出してくれ、そしてスノーモービルに毎日、毎日来てくれる、やっぱり土、日だろうと、そうするとあそこ暖めるということとそのなかなか難しい、もしいいんであればこのゴルフ場もやっているはずだと、それで他の真似せんでもいいんだけど、現在あういうバブル時にスタートして会員が売れない、売れないなかに何とかしてでもオープンにこぎ着けた、でも工事費の債権というのがあります。これがなくなって身軽になっ

たときは何でもしなさいと、これは是非やってほしいけどもひとつ債権が、これを徐々に解決せんきやならないのに今またそこに設備投資をするようなことはやめなさいという事で、私の方からこれはしばらくは待つようにというふうに言っているところであります。

それから恵比島のこともご発言ありましたが、これにつきましては私どもも非常に気にしているところであります。今年は雪が浅かったけれども、やはりこのこれからこの道道を通って恵比島が留萌へ行くひとつの起点になって欲しいと思っておりますけども、どうしても233の方に向かって行くわけでありまして。そこでこれは人口の張りつけ、人の数問題もありますけども、この中に旭川の沿岸バスの話出されておりましたけども、これはまあ機会あれば話をしてみたいと思いますけども、なかなかやっぱりそのずっと平均に人家がないと利用も少ないだろうということに難しいかと思っておりますけどもそれなりの努力を、話をしてみたいとは思っております。

それからほろしん温泉に行く緑の街路樹ということで執行報告に申し上げましたけども、これはずっと運動してきたところで建設者の指定を受けてマイウェイアワロードという事で、この温泉までできたら一列だけでなく三列ぐらいになるような、もともと計画はあるんですけども並木街道、おっしゃったのは沼田の町花でありますつつじの話もされましたが、やっぱり雪の上に出る木であろうとそういうふうにおっしゃって何にするかは、それでこういう事なんです。3町協議会、先程も申し上げましたが幌加内と小平、これを結んでそれぞれやっぱり並木街道作ろうという事で、うちの町はあそこに選定したわけでもありますけども、それぞれの町に相応しいものという事で今白樺と、うちの町は白樺街道という事になろうかと思っておりますが、そんな事で温泉も今年はおかげで2月は良かった、天気が良かったのでありますけども、来る人が来ないんじゃないかと予約していてもキャンセルになります、吹雪になれば。そういう状況だからそれは道路が狭くて曲がってるからというんで、それは道路の整備はひとつのうちの何よりもこれは急いでほしいという事で、これも要望申し上げているところでありますから、温泉までは12年です、12年。あのカーブを、ひとつカーブをすっかりなくなるのは1年、2つのカーブなくなるのかな、きついカーブが。そういう事で今年は相当あそこに工事を道としてはするはずであります。もうしばらくお待ちを頂きたいと思えます。

それから商工会の関係になりますけども、この確かに振り返ってみるとこういう事があったんだろうと。私どもの方針はきちっとしているけども、やっぱり会員の中では今土地代を出さなきゃならん、それにまた将来維持費かかるのに、即うちの店のメリットは何だろうと、土木建設業者であそこですぐ建築に関わる人は何かの仕事があるなと思うけども、それ以外の人は金出すだけだという認識をされるんです。そうすると、やっぱり維持費はどうなるんだとこうなってきた、そうなってくるとその時にきちっと会長さんなり事務局が「きちっとこうなります」と、「こういう話です」というその姿勢を示して

くれば良かったんでありますけど、やっぱりきつい発言が出ると言えないで終わってきたという事が会員の皆さんが周知してなかったことかなと思っております。何回言っても私どもはそういう方針には一度も変わったことないし、もうひとつ産業課長の話出ましたけども、やはり課長は「こうだろう、こうだろう」と、こういうふうに強く言いますとやっぱりこれは議員さんには逆らえないと、やっぱりそれなりの私なり方針を出しているつもりでありますけども、「町長がこうだ」という事もできんし、やっぱり自分の発言としては私ども考えを越えるわけにもいきませんし、議員さんに合わせるわけにもいかない、いうことでなかなかそのきちとした事は言えなかった点があったかと思うけども、課長のことだったら、産業課長だったら案外ははっきりしたと言ったんでないかと思うけども、受け取る側で、答弁する側、受け取る側、その違いがあったかもしれないけどもその辺はあまり間違いはないし、今後とも担当するそれぞれの職員が私どもの考えとこれは一致したものであると、先に走るわけにもいかんけど、そんな事でなかでまた話し合いをしていきたいと、こう思っております。

それから所管の視察の時にはやっぱり、確かもおっしゃるように一緒に職員が行くと数多く、ここでやっぱり見ることがそれなりの勉強ではあります。ただ、私どもこの去年もあれだけ大きな施設をする時に「じゃどっか見にいってきたいのか」と、私どもどこも職員も確かそうだと思うけど、私どもも見に行っておりません。それはあういう施設がないからです。同じものをつくろうと思ってないし、行政執行方針の中にも申し上げましたとおり、これからは手本のない時代、それに新しいものを開発するときにはやっぱり自分なりに考えて、そしていくつかの資料をもらって資料をもらえばほぼ分かるわけですから、それで後はこの沼田の環境に合ったものを作っていくというときにはそっくり持ってくるわけにいかんわけです。一度こんな事があったわけです。議会の皆さんを悪くいうんじゃない、ここの我々との違いがそういうところにあるなと思ったのは、水道、かつての建設委員会でしたか、今の皆さんでないけども先輩でありますけども、全国で一番高くて当時は、今は平均に下げましたけども全国平均になりましたけども、その時に一番高い時に全国で一番低いところへ視察に行かれたんです。そして帰ってきてから「町長はこういうところもあるのに、何故そういう努力をしない」と、努力しとって環境が全然違うところを、それを報告されて「これをやれ」と言われても出来んわけでありますから、だから皆さんの考え方、理想とする考え方と私どもが実際にやる場合とでずれが出るので、そこで職員が行って、行ってきてから色々勉強させてもらうことはいいんでありますけど、一緒に行ってもというよりも我々、我々の理事者としての見方、考え方、実際に実施していく、そういった立場でこの調査するときにはどうしても、おのづからの違いがあることもあります。最後は予算の議決してもらわないとなりませんから、皆さんと正誤する訳でありますけども、そういったものが過去にもあった事を申し上げながらご理解を賜りたいと思っております。

それから旭川へ行く道路ですね、これはこの間年前ですか野議員さんもお存じでありますけども、隣の留萌選出の高橋さだとし議員というのが私とわりと付き合いが深いわけであります。同じ選挙区でないけども、そちらの議員の方が付き合いが深いかなと思っておりますけども、もう留萌と旭川を結ぶのは北空知であると、沼田を通過しなければならん、基地をいろんなその農産物の出荷、それからもうひとつは工業製品を出荷するとしても留萌にもないし、どうか沼田に基地を作って持っていきたい、そういう遠大な構想を持っているわけでありますけども、これ留萌市として、留萌として今度の新長期計画、今度道も、道は第3次ですね、それに載せたいと、今ちょうど議論している最中でありますから、私どもも空知としてはいろんな意見を申し上げているところでありますが、そんな事で留萌からの動きがひとつはあるという事、ただ今のあのカーブでは冬期間はちょっと無理だろうと、やっぱり将来的にはトンネルにしたい、これが議会の中で議論をされて留萌市として、留萌市庁管内としても道の振興計画に、長期振興計画に上げていきたいというふうに話しておりますから、私ども是非それはそういうふうにして下さいと申し上げておりますが、今の段階では開発として、これは道でありますけど、この非常に急いでいるのは12号線の全部複線であります、旭川までの。そうするとトンネルの中だけはまた複線になっていない、なかなか出来ないことがあります。今神居古丹のとこなんか先日も事故がありまして一車線、片側一車線も通行止めになりますから、相当にあそこの12号線の車の車輛の台数多いわけでありますから相当のこの渋滞で、ですからそうなったときに古い神居古丹の道路を通っておりました。ですから、トンネルのあるところはせめて迂回する道路というのが必要であると、そういうふうに思っておりますのでそれが複線完全に出来るまではトンネルはやっぱり複線化するようにとそんな要請を、私どもは空知総合開発既成会であそこは旭建になるわけです、旭川開発。で、自治体として「旭川の総合開発既成会はこういう運動をしてください」という事での申し出ではしていかない、〜〜、北空知の町村会として札建から、旭建から札幌開発建設から旭川開建の方にとって頂くということで話をしていることがひとつと、もうひとつはさっきの3町協議会はこの旭川の開発も関係あり、留萌の開発も関係ある訳です。ですから、その時もこの話は申し上げておりますので、時間はかかるかもしれないけど取り敢えずはトンネルのあるところの、もう1本事故のあった場合の時に備えてのそういう事は必要だろうと、そう思っております。何れにしてもこの複線化は旭建としても非常に急いでいるという状況でありますから、お知らせ申し上げたいと思っております。

それから最後の問題になりますけど、自衛隊着隊後の運動でありますけども、その前にまだありましたけど、そのやはり自衛隊とはやっぱり私どもずっとこの関係を続けていこう、信頼関係、それはやはり最初の問題に戻りますけども災害が起きたときにはやっぱり沼田どうなっている、すぐ行くぞというような体制をとってくれるありがたい、これはひとつの付き合いのおかげだと思っておりますから、そ

の事が第一沼田の災害を守ることの面からいってもそうでありまして、もうひとつは今このずっと何かを誘致しようということでの情報交換、これを私どもが民間で得た情報と、それから本当に計画はどうなっているか、防衛計画について残念ながらというよりも誘致するのには、そのご案内のようにこの当時のソ連時代の時と違って今防衛計画はすっかり見直されておりますからちょっと難しい状況でありますけれども、これは防衛というのはどこでどういうふうに変化するかわかりませんからそんな事では息の長い運動になるんだろう、そうように思っておりますし、もうひとつは沖縄の問題出ましたが、これは現在演習場のあるところにある程度移すわけでありまして、沼田のように何も無いところに来ることもないし、もう私は来てもらおうとも思っていないし、それから例えば北炭の土地、用地の話は今管財の点にわたってからすぐ昨年町に買ってくれないかという話しました。必要な時に売らないで、「いらん、もうどうもなくなってから売る」といったって今買える状態でもない、一自治体ですよ。当然国が買わないから町に買ってくれというんだから、今そんな事で土地のことはあっちこっちもって処分しようと思っておりますけれども、結局出来たのは三井物産が買い取ったんです。同じグループの中で三井物産も第一の担保に入っておりますから、グループの中にあるということでもあります。金のその出道は三井物産ということでもありますけれども、そういうところでもあります。それで何かのその有効なほうがあれば町はまた分けてもらうことは三井物産との間で交渉はできる、そういうふうに思っております。

それから農協合併と町村合併、農協合併の話につきましてはこれは今まで答弁させてもらっているから別と致しまして、これに併せて町村合併は昨日申し上げましたがやはり自治省としてはこの地方分権、やっぱり行革をやって各自治体に権限を委譲する、その事がその地方自治体も希望しているし、これから国の姿でないかな、反対しているのは各省庁とまわりにいる国会議員の人方、その人方族議員という人が中心となって反対するから相当これは難しいけれども、余り影響のないだけ権限委譲したということで本当に委譲してもいかなきゃならんもんについてはなかなか放さないだろう、と同時にまた財政もついてこなきゃいかんわけですから、これはやっぱり我々と自治省が一緒になってこれからまだいろんなこの交渉が長く続けられるだろう、そのように思っております。それでですか、今自治省で言うのはまずはそのどこの国会議員の人方もそうでありまして、各省庁も今の自治体3,300それぞれあるけども受皿が出来てない、そのためには大きくせんきゃいかん、ということで町村合併という話が出てくる訳でありますけれども、私どもは大きければいいんでなくて町村合併なんていうのは私どもが決めるのではなくて、住民がやっぱりそういうふうにするべきだという声が強まってこえば住民とともに行動しますが、今はそんな時期でないとそのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 10番。

○10番（久保議員） 一再 10番。再質問しないと言ったんですけど、ちょっと今いくつかご答弁忘れてる雪だとか、その他ありますけどもそれはいいんですけども、ご答弁があった中で例えば環境新何かの営業、これ私も勘違いしたんですけど新聞を見ていたら登り窯になった、資料は登り窯で電気窯だとかガス窯のようですから違うなという感じしたんですけど、答弁でも登り窯という一昨日答弁あったもんですから登り窯というのかなりこの素晴らしいものなんです。薪を炊いて3日も4日間も寝ないで火を炊いてやるのが登り窯で電気はスイッチを入れれば電気、〜〜感じだからガスや電気窯ならまあそういう事の認識でいいですね、助役さん。（「両方です」）両方ですか、登り窯もやるんですか、どうも失礼しました、それは凄いです。そんな話のなかにも何か町長、ホタル焼になるのかなと言ったけども例えばの話でホタル焼というのはご承知のように点々があってお茶をいれと写る、蛍のようなあれをホタル焼というので、沼田の場合はホタル焼というものは作らないでホタル窯になるのかなという感じがしますが、それはじゃ両方あるのであればなお結構でございます。ただ、私がさっき質問したのは場所で如何なものかというような言い方をしたんですけども、そこ等もこれからの検討課題でないでしょうか。例えば、建物なんかでも例えば前もあつたように公営住宅が今の若い人方考えればその遠景になるんだというような事で出来上がってから、「いや、いやこの方が効率的でないか」とか、「この方が材料費にはかからないか」と、というような話のあつては困るので、さっき資料例えば見たら図面も形も出来るようですけども、例えばさっきの商工会でないけどもまだまだこれから本図面はかくんですというのであれば事前にそれは議会と相談される機会が十分あるんだから、是非新聞発表前というのがまたそこにまた入ってくるわけなので、是非ひとつ議会とさっきの振興計画でないけども3年に一遍にローリングするのであればそんな考えなら10年に一遍ということなんだから今のおっしゃる話は、だけど出来ればローリングの時ぐらいはご相談もして頂ければありがたいと、議会と理事者と職員と一体となって視察もそれから勉強もやっていくべきでないかというような意味の事を申し上げていたところです。答弁はいりませんけども。

それからスノーモービルの話がちょっと出ましたので、これも私は例えばゴルフ場の沼田開発株式会社の中にもスノーモービルという事項もありましたよと、そうなのであのゴルフ場のクラブハウスを使って高い火をたいてやってくださいという意味でなくて、前に1回やってのはこれは全国大会沼田で1度やった経験があります。この時は火もなんもたかさない、勿論運動している人は暖かくてしょうがないんですから、だからそんな事でゴルフ場の施設を使うとか何とかというんでなくて、私この時ちょっと言いそびれたんですけども例えば牧場のあの辺ということが考えられるんですけども、牧場の経営自体もどうなるのかなという肝心な事を聞かなかったんですけど、これはいつまで続けられる予定か、これは2町でやっている共同模範牧場ですけども、土地の方ももう今年あたりですか何か期限がくるようで

す、借地の関係は。そんなような事もあるので、将来展望というのもできればここに合わせて質問しようと思ったんですけども、質問忘れをしておりましたし、スノーモービルはそういうことで振興計画にも載ってますと、してあの地区の振興計画、恵比島を加えて5つの目的を掲げながら3つは全然手がついておりませんよと、それどういうふうにお考えですかという意味のことを言ったつもりでございます。

自衛隊のお話がありましたけども、これ勿論アメリカのやつは持ってくる意志がない、それでご答弁良くわかったんですけども、結構なんですけども例えばさっき申し上げたように去年までは目的があった、今年は挨拶程度、そこ等辺がもうちょっと目的があったんであればどういう運動をしてたんですかと、もう10何年になりますけども町長と一緒に道の陸軍事務所へ行ってあの当時も私「じゃ飛行場が無理であれば、せめてヘリポートぐらいどうか」というような事で、「ヘリポートはどうしたら誘致できるんですか」と動いたこともありますし、また羽田の陸軍事務所にも行って聞いてきたという経過もあるんですけども、例えばそういう運動でもしているのかなというように感じがしたもんですから、その後の着隊後の自衛隊拡充の中身はどんなん、どんなものを議論してどんな運動をしてらっしゃるか、例えば北炭辺りにはどういう対応をしているかというようなお伺いをしたんですけども、まあ色々情報集めの段階ですというようなご返答だったからわかるんですけども、じゃ方向替えたらどうですかということも言えるのでそこ等辺の整理、例えば拡充もありますけどもこれは今おっしゃるように、冷戦が終わってベトナム戦争が終わってあれだけけれども、今一番近い北朝鮮の問題ありますし、また潜水艦が漂流したとかなんかあって、これやっぱり防衛というのはまさに防衛であって〜の時に、何かあった時に出動する、勿論災害の時も助けられておりますけども、そういう為の有事の時のあれですから核を持たない国ですから核なしの防衛、これは最低限のものはやっぱり必要だという認識の上で町の拡充既成会の動きをちょっと知りたかったところでございます。

12号線の事故の話も出ましたけども、たまたま私旭川から帰る途中春志内トンネルの手前10mか15mぐらい先で2時間ほど止められたことがあります。その時は中で事故ありまして、もう救急車はサイレン鳴らず、パトカーは何台も行き来しているんですけど何も止まって車内にいる者に説明がなかったんです。あの時物凄くイライラしまして、ご経験ないと思うんですけど車の中で止まったきりでラジオぐらいは聞けますけども1時間半、2時間じっとしているともう苦痛は大変なものだったんです。だから何故あれだけパトカー走っているんだったら「今、実はこんな事故あって、今事故処理にもう30分したら通れます」とか、何とか言ってほしかったんですけど、その時には残念ながらあの下のあいた道路は使わなかったんです。今お話聞けば下の古い旧道、国道も使っているというお話だからまあいいんですけども、やっぱりあれは残しておいて使うべきでないかと、そういう運動をされたら如何ですかというような意味で質問をさせて頂いたわけでございます。答弁必要なければ結構ですけども、商工振興全般に

わたってはまあ色々、商工会は結構なんです、私は「商工会館を建ててください」といった一人ですけれども、運営の方法ではちょっとその打合せが上手く出来てなかったと、商工会の事務局長にも良く言っておきました。もう少し役場に足しげく頼むんですから、建ててもらうんですから、「足を運んで打合せときちっとしなさい」ということは良く言っておきましたけれども、非常にそういう点では私どもの商工会が非常に不真面目であったというように反省を致しております。大きく言えば町の大きなイベント、例えば夜高祭りなんかはするのであれば3丁目、あの本通り3丁目を使うわけですけども、一度非常に危ないこともありましたし、また夜高祭り10周年の時にはたまたま私も子供の方の担当で裁許長とか仰せつかってやったんですけど、あれひっくり返したことがあるんです。ひっくり返してちょっとけがが出た、そんな事もあったりして非常に危険と言えば危険です。また、祭りには危険がなかったらその何というか見る人は楽しくないんでしょうか、やはりスリルというのも必要なんですけども、私はいつも冗談めいていっているのは～

○議長（吉尾政春議長） 10番議員さん、質問ですか要望ですか、その辺ははっきりしてやって下さい。

○10番（久保議員） 今質問です。例えば、3丁目通り、4丁目通り、片側であれば7戸しかないんです、数えたら。7戸の家を半丁さげるということにすれば倍の道路幅になります。だからそういうようなこともひとつにはやっぱり将来の、やっぱり町の商工振興絡めて7戸も4丁目までいっても14戸、例えば1戸当たり2,000千万かけても2億4千万、2億8千万、ですからそのくらい金で町の商店街が、例えばハモニカ長屋ではないですけども皆さがつて同じよう建物がずっとあってそこに入って頂くというような方法も将来的には僕は必要だというふうに思ってますし、そういう広場、例えば作る事がお祭りばかりでなくて雪対策にもなるんじゃないかというような感じもしますので、その辺のお考えも含めて答弁あればして頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 商工振興につきましては、また議員の皆さんも今ご発言があったところでありますけれども、じゃ本通りをどうするかということはこれまた地先のこともあり、簡単に1億なんぼかと言われましたけれども、そう制度資金もあるわけでもないし、十分これから商工会の方々ともご相談して地域がどうするか、商工会としてどうするか、そして行政としてはどういう支援をするか、いうことまた煮詰めていかんきゃならん課題だろうなとそう思っておりますので、宜しく願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 以上で町長に対する一般質問を終わります。

次に教育長に対して一般質問を行います。2番、橋場議員、修学旅行について質問してください。

○2番（橋場議員） 7頁に「幼児教育の特性を踏まえ、集団の中での基本的生活習慣、自立と協同及

び道徳性への芽生えの醸成を考慮し、本年は2学級編制で運営することになりました。」と～～だけの中、非常に「集団の中で」というこういうところが素晴らしい文章なんでこの通り是非教育の問題を考えて欲しいということで、この実はちょっとラジオで聞いていたんですけど今の親というのは子供が出来るとすぐ読み書きを教える、読み書き、そろばん、計算を教える、中にももう日本語さえ良くわからないのに英語を教えるということなんだけれども、これがやはり今の子供たちの非行へもつながってるんでないかという話なんです。親が教えなければならぬのは一般社会の常識や道徳をまず子供に教えればあとは読み書き、そろばんは学校の先生がちゃんと教えてくれるんだというような事を言ってみて、私本当にそうだなと思いました。それで、こういう文章を見まして修学旅行等のこういう集団的な行事、見学旅行だとかという、これ等やはりそれ等の一般的な社会的道徳を育てる上で非常に大事なことで、今一番望まれている教育の内容ではないかと思うんです。そういう意味で義務教育はこれを無償とするという立場から、この大事な教育内容である最低修学旅行の旅費ぐらいは公費落ちにしなければならぬのでないかと、こういうふうに考えているんですが如何でしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） 前段ご理解あるご判断頂きました、私も議員おっしゃった通りその思いで施政方針を書かせたつもりでございますので、この醸成につきましてはこれは育てる意味での醸成ですけども、これは小、中、更には高校通しましてそれを進めて参りたいと考えてございますので、色々な面でご配慮、ご指導お願いしたいと思います。

それで今修学旅行の件でございますけれども、確かに議員の方が法律には詳しいんですがたまたまこの部分は法律、憲法26条で今おっしゃられたような事になっておりますけれども、その解釈につきましては最高裁の判決等で今議員がおっしゃられた中身につきましてはそこまで面倒見ることができないような判決がなされておりますし、そのような事で私どもも受け止めておりますけれども、基本的には議員おっしゃるようなことは将来あればなという期待は持ちますけれども、現状は非常に難しい判例になっておりますし、そうはできないということになっております。たまたま許されたのは教科書の無償配付、これは判例とは別に法律で定めたものですからよろしいでしょうというようなことで現在教科書は無償配付になってございますけれども、それ以上の授業料に関する分につきましては憲法26条で保証しておりますけれども、それ以外につきましては今申し上げましたような判例になっておりますので私どもの方で議員おっしゃることは理想としては持ちますけれども、現状ではなかなか難しいというご判断と頂きたいと思います。ただ、修学旅行でございますけれども私ども道の基準、町の準則等で決めてございまして父兄に負担の掛からない中で何とか効率の良い最低の費用で持って何とか最大の効果を上げたいというような事で進めておりますけれども、それも各学校創意工夫を致しまして現在父兄の負担をしてもら

っておりますけれども極力負担額を少なくするような方法で考えて実施をしております。ただ、本年度から小学校、中学校に対します距離の問題、修学旅行の距離の問題が大きく前面に出ておりまして、小学校は500 km以内の1泊2日、それから中学校は2泊3日で1,200km以内というような事で基準が定められておりますけれども、残念ながら小学校は沼田の場合問題ないんですが、中学校の場合には若干オーバーをしている場所を従来選定をしてやってきておりますし、今流れのなかで修学旅行に行かれている場所が最大の場所だというふうに私ども考えているんですけども、ただ距離の問題等がございますのでこれから色々と沼田だけの問題じゃなく、他の町村も同じような問題を抱えておりますので距離の問題につきましては今後道教委と話し合いを進めて参りたいと思いますが、基本的にそれに替わる以内で、1,200km以内で場所があればまた検討致しますけれども、現状のところ従来やってます場所がいいんじゃないかという判断をとっておりますので、北空知の教育長会でもその方向で道教委にお願いをしようという動きになっておりますこと付け加えさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再― 浦曰ですか、中学生まで医療費をみるというようなことやりました。やはり私は法律は憲法がまず基本なんです。ですから、その裁判所、最高裁の裁判官も今どんどん独立性よりもこの政府、ときの政府や権力に警護する方向が物凄くあるんです。そういう立場からするとやっぱり地方自治体は独自の立場で、やっぱり憲法の立場からどうかってものの見方をして、是非前進させないとならないと思うんです。判例がこうだからということではなくて、本来は憲法に従うべきだという立場で進んでほしいと思うわけですが、如何でしょうか。要望ではありませんので、一言お答えください。簡単でもいいです。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） 私、私的な意見を吐くのはどうかと思っておりますけれども、基本的には議員おっしゃったような形が子供を育てる上で、国の宝という考え方しますとやはりそういう事が望ましいとは思いますが、将来に向かってそういう時代がくることを願いながら答弁させていただきます。

○議長（吉尾政春議長） 以上で、教育長に対する一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了致します。

（13時43分 教育委員長・教育長 退出）

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179

条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成9年3月7日提出、沼田町長名。

次の頁に専決処分書がございます。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、平成8年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）を別紙のとおり専決処分する。

平成9年2月3日、沼田町長名。

別冊に平成8年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）を配付しておりますので、それをご覧頂きたいと思います。まず、今回の専決に至った理由でございます。まず歳入におきまして道支出金の補正でございますが、地域農業基盤確立支援推進事業の補助金が今回追加増額になったことに伴っての補助金の増、これにお追加事業費が150万円ありましてその2分の1の補助金が75万円ということと、更にその事業費に伴う一般財源を確保するということで地方交付税を補正したのが今回の補正のものでございまして、なお歳出につきましてはその農水産業費における財源として歳出追加事業費が150万ございました。特に今回3月定例会までに待てなかったということで専決処分に至りました。更に補正予算の中で繰越明許費の補正、追加を行っております。生涯学習総合センターの基本設計委託でございます。これは委託業務の発注時期から年度内の完成が見込まれないということで予算計上額2千万でございましたけど、これを全額繰越明許ということでございます。

それでは本題に入りまして補正予算書の朗読を致させていただきます。平成8年度沼田町一般会計の補正予算専決第2号は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,937,393千円と定める。

第2項は省略させていただきます。

（繰越明許費）

第2条でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成9年2月3日、沼田町長名でございます。

先程説明したとおりでございますけども、10頁に歳出がございます。10頁の歳出、農林水産業費の1目農業費の、15目の農業構造改善事業費でございます。これは先程説明したとおり補助金が増えた事に伴うものでございまして、需要費の消耗品と印刷製本費で1,500千円、特定財源で国土支出金の750千

円と一般財源の 750千円は先程説明したとおり道支出金と一般財源の地方交付税をもってあてました。

次の歳入でございます。8 頁に書いてございますがやはり交付税がここで 750千円、それから道支出金で 750千円ということで歳入歳出 1,500千円の補正予算でございます。以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9 番。

○9 番（野議員） すみません、今の補正予算の 1,500千円の説明の欄で印刷製本費の増額の 1,300千円、これに対してこの製本代というのは何が、どのようなものかちょっと教えて頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） まず、これは当初別な目で農業振興計画書というものが別な費目でありましたが、今回この 1,500千円が、補助金がつくということでそれをこの新しい農業構造改善事業費の追加の補助金に振り替えてこの事業を実施するということで、この分の補正予算につきましては3月又今、今回の補正予算でまた減額が上がってきますので、この時の時点ではこの分の増加ということで既存の事業費をそのまま横へ持っていたということで、農業振興計画書の印刷製本費ということで内容はそうなっております。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第1号は承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第4、報告第1号、沼田町面積の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 報告第1号、沼田町的面積の変更について。測量法、（昭和24年法律第188号）第12条の規定に基づく基本測量の測量成果により沼田町的面積を下記のとおり変更するものとする。

記。沼田町的面積、283.28＝を283.21＝に改める。

平成9年3月7日提出、沼田町長名でございます。

理由と致しまして平成7年に建設省の国土地理院が行いました全国都道府県市町村面積調査、これは地形図会則調査でございますけれども、これによりまして従来の面積が7ha減になったということで、地理院より道を通じて平成8年の9月末に報告がありました。それで今回こういう報告になったものでございます。尚、面積減の理由と致しましては、一つ目と致しましては測量の精度の向上、それから2番目には衛星を利用した測量技術の向上、そして3番目には地形図が5万分の1から2,500分の1に改められたということが原因でございます。以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。日程第4を報告のとおり受理することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本報告は報告のとおり受理することに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第5、議案第1号、沼田町過疎地域活性化計画の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。振興室長。

○振興室長（中村幸雄室長） 議案第1号、沼田町過疎地域活性化計画の変更について。沼田町過疎地域活性化計画を下記のとおり変更するものとする。

記。沼田町過疎地域活性化計画の本文及び事業計画を次のとおり変更し改める。

本文ですが、5、高齢者の福祉その他の福祉の増進、（2）その対策に、「○沼田町保育園の改築」を追加する。

事業計画であります。活性化施策区分の中での4、高齢者の福祉その他の福祉の増進。事業名としてその中に児童福祉施設保育所。事業内容としましては「沼田保育園改築事業RC造平屋建て 568㎡」を追加する。事業主体は法人でございます。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

これにつきましては、平成10年度に沼田保育園の改築が計画なされておりました、その時に国の制度資金の補助を受けるようになっております。これは社会福祉施設整備資金ということで90%の補助率ですが、それを受けるための条件として町の過疎地域活性化計画への記載が義務づけられているもので、それに伴いましてこの過疎計画の中に追加するものであります。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第1号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第6、議案第2号、沼田町道路線の認定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） はい。議案第2号、沼田町道路線の認定について。道路法第8条2項の規定によって沼田町道路線を下記のとおり認定する。

記。整理番号でございますが、これは道路台帳番号でございます、156。路線名、高穂南線。起点、高穂 101 - 28。終点、高穂 101 - 4でございます。延長、584.35m。幅員が有効4mの造成が6mでございます。この路線につきましては、道営の担い手育成補助整備事業の共穂地区のなかで道営で造成を頂いた道路でございますけども、これを造成終了後町に贈与頂きまして認定するものでございます。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

どうぞ、宜しくご審議のほどお願いします。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第2号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第7、議案第3号、沼田町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 議案第3号、沼田町防災会議条例の一部を改正する条例について。沼田町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成9年3月7日提出、沼田町長名でございます。

次頁、お開き願いたいと思います。

沼田町防災会議条例の一部を改正する条例。沼田町防災会議条例の一部を次のように改正する。第3条、これは会長及び委員ということでございますけれども、その第5項、第7項の次に第8号、その他町長が必要と認めるものを加え、第6項、これは委員の定数でございますけれども20名以内を27名以内に改めるというものでございます。この条例は交付の日から施行するということで、現在沼田町地域防災計画の最終段階に入っておりますけれども、その防災会議の委員の定数7名を増加するというので、新たに加わりました主な委員と致しましては、本町に事業所を有する例えば球建北空知事業所長さんですとか、或いは球建沼田事業所の開発事業所長さん、それから自衛隊の沼田弾薬支署長、或いは北空知広域水道の事務局長とその他役場の課長等でございます。宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第3号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第8、議案第4号、沼田町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 議案第4号、沼田町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例について。沼田町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成9年3月7日提出、沼田町長名でございます。

新年度予算の中にも総合的な行政情報システム導入することと致しまして、OA化の予算を計上して

おります。導入に伴います個人情報、これはプライバシー保護のための条例でございます。条例の朗読はそれぞれ割愛させていただきますが、第1条の目的にもあるとおり、個人情報の保護について必要事項を定めて、町民の基本的な権利を保護し、町民福祉の適正かつ円滑な運営の確保を図るというものでございます。

沼田町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例。第1条は目的で、只今申し上げたとおりでございます。

第2条は定義ということで、それぞれ電算処理、個人情報、個人情報ファイル、町民のそれぞれ定義づけでございます。

第3条につきましては、事務処理の範囲ということで町が、町の機関が処理し又は執行するというものでございます。

第4条は記録の制限ということで、それぞれ次頁の1から4に掲げてあります個人情報につきましては処理をしてはならないということでございます。

第5条につきましては、適正な維持管理ということでそれぞれ記載1から3まで記載してございますけれども、その3で記録をする必要がなくなった個人情報は速やかに消去する。或いは事務に従事している者については個人情報の内容を他に洩らしてはならないというような事が記載されてございます。

第6条は利用及び提供の制限ということでございまして、町の関係機関の以外に個人ファイルの情報を提供してはならないという規定でございます。但し、1から次の6に該当する者についてはこの限りではないということで記載してございます。お目通し願いたいと思います。

第7条は処理の委託ということで、処理につきましては町の機関の内部処理を原則とするということでございますけれども、止むを得ない場合について外部に委託することが出来るということになっております。

第8条は受託者の責務ということで、受託の、受託者の遵守事項をそれぞれ定めているところでございます。

第9条につきましては開示の請求等ということで、個人情報開示請求録に基づいて請求することが出来るということで、それぞれ書式が記載されております。

次に開示の決定というところで第10条でございますけれども、それぞれ請求があった場合については14日以内開示を請求する旨を速やかに通知しなければならないという事でございます。

第11条につきましては訂正又は消去の申し出等という事で、個人情報の訂正、または申し出があった場合にはその申出をすることが出来るということでございます。ただ、第4条の記録の制限等に違反し

ている場合では駄目だというような事でございます。

それから次に、最後でございますけれども結合の禁止という事で、第12条でございます。個人情報に関して国、または他の公共団体と通信回線により電子計算機の結合してはならないという事でございます。

尚、補則と致しましてこの条例の施行に際し必要な事項市長が別に定めると、この条例を平成9年4月1日から施行するという事で、以下会議請求書と様式が記載してありますので後程お目通しを願いたいと思います。以上でございます。

(13時58分 谷口議員 退出)

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番。

○7番（森井議員） 7番、森井です。この個人情報の保護に関する条例の中で、個人情報、個人に関する情報で特定の個人が識別するものをいうと指してありますけれども、これをはっきりこれは個人情報というものがわかるものについては、誰が判断しようがこれはわかると思いますけど、ちょっとこう分かりづらい、これが個人情報になるのかというように部分のそのデーターを誰が一体識別して、これは個人情報、いやこれは違うですよという判断をするのか、その点だけお聞きしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 第2条の定義の個人情報でございますけれども、それぞれ電算処理に当たります担当者がそれぞれその責任というか、その専門職でございますのでそれ等が判断をした中でまた相談をしながら、これが個人情報であるかというのは当然担当者の判断でやるという事でございます。

○議長（吉尾政春議長） 7番。

○7番（森井議員） 一再一 只今の答弁のなかで担当者が個別に判断をして、これは個人情報、これは違うという判断をするということですが、担当者が替わった場合それが個人情報と扱われていたものが一貫してこれは個人情報でないと言ってみたり、というような事が起きうるケースがあるかと思っておりますけれども、その辺の保護に関してはどういう考えをお持ちでしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） はい。これは電算処理はあくまでもそれぞれの担当者個人の見解でなくして、それぞれの課の仕事としての情報でございますので担当者が替わったと致しましてもそれは当然その課の責任というか、担当者が動くたびにその個人情報が動くというものではございません。

○議長（吉尾政春議長） 5番。

○5番（吉田俊一議員） どうもはっきりわからないんですけども、第8条の必要な措置を講じなければならないということについて、どのように必要な措置を講じるのかその等辺ちょっと説明してください。

い。

○議長（吉尾政春議長） 総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 第、今8条の件ですけれども、第13条の補則です。この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるという事で、それぞれ今度は施行する規則というものが出来ますので、その中で定めていくということでございます。

○議長（吉尾政春議長） 他に。9番。

○9番（野議員） 只今の議案第4号の電子計算機処理に関するこの保護に関する条例でございますけれども、総務課長の方からも色々お話ありましたけれども、先程一般会計の質問の中で久保議員の方からもお話しあったと思うんですけれども、やはりこういった予算の中身、こういう条例については4月1日からもう出発をするということであれば私は予算で20,000千円という予算はみておりますけれども、こういったものはせめて議会にかけてそうして6月ぐらいに出発をするとかという事であればいいんですけど、全く一発ポンと出してきて「4月1日からこの条例を適用しますよ」という事は、私はこういった事は今までもずっと議会というものはそういうもの、行政というのはこういうものかなという感じするんですけど、これだけの大きなものする場合にはやはり総文なり、いろんな所属と十分協議の上でこういったものを設定すべきでないかなとこのように感じるんですけど、この辺ひとつ総務課長さんのご意見をひとつお聞きしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 今ご質問の件でございますけれども、OA化に取り組みということは従来から寧ろ議会が積極的に取り組みなさいという案件でございまして、私どもとしては非常にこう遅れたなかで取り組みをしたんでないかというぐらいのふうに思っております。条例につきましては今議員さん言われますように、大抵通例は4月から施行する場合については3月の定例会で提案するというのが従来のやり方になっておりますので、いきなり提案するという事が不親切だというような事につながるとすれば今後そういう機会がありましたら各委員会に今こういう方向でというようなお話もまたさせて頂きたいと思いますので、宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再一 OA化の問題については私がまず第一番先にお話しをして、「是非ひとつこれで取り組むように」という事で私はお願いしたほうなんですけども、やはりこういった事のなかで条例化されるのであればやはり土、日というものもあるだろうと思うし、それとOA化にこの電子計算機械を導入する上にはやはり人件費の削減とか、こういったようなものも今後十分ひとつ検討されているのかないのか、この点もひとつちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） これは将来的な事になるかと思いますけども、これを実施することによりまして例えば生涯学習センターが出来た時点でそういう末端で処理する機械を生涯学習センターに置きますと土曜、日曜に関わらず例えば住民票ですとか、印鑑証明だとかの交付が出来るシステムにはなっております。ですから、将来的にはそういうあれでいかなきゃならないかなというふうに思っております。ただ、人件費の関係につきましてはこれを取り組んだからすぐ人件費が減になるという事にはちょっとなかなか難しいかと思います。寧ろ先程申し上げましたように、それぞれの委託業務の簡素化を図って経費の節減を図るという方向の方が現状には強いかと思います。これをやることによって住民の皆さんのそういう行政に対する手続が非常にやりやすくなるという面を考えれば、是非導入をしたいという考え方で進めさせて頂いております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 5条の2項ですが、この文章と8条の2項とは大体似ちゃってるんですけど、どっかどっかにまとめた方がいいんじゃないだろうかとこう思うんですが、ちょっとお聞かせ頂きたい。

それからこの6条の方、明らかに本人の利益になると認められるときというのは、これの中身どんなことなんでしょうか。本人に聞かずに利益になるかならないか、そのわかるのかどうか。それから5項目の、6条の5項目の学術研究の目的のために利用及び提供する場合はいいというんだけど、この個人情報という事とつながるといったらどういう場合なのか、ひとつお聞かせ頂きたいのと、それから5条の2項、8条の2項のこれは禁止義務があるわけですが、これ等は公務員の秘守義務の中で罰則はそこの方にもたれているのかどうか、秘守義務についてどんな罰則があったかちょっと教えてください。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 第5条の関係と、今申し上げました第8条の関係については自ずと条例自体がその、これをやる場合に適正な維持管理をするための規制というふうになってます、第5条では。それから第8条では受託者の債務ということをやっていますので、自ずとこう範囲も違うところに定めますから、それをこう一緒にするという事になりますとちょっと難しいかというふうに思います。それから本人の利益になると認められるというのは、これは具体的にどういう例があるんだといえどもこれ以外とこういうものに対する準則がまだ出てないものですから、恐らくこういう条文を入れておかないと何かあった時にその保護は出来ないよという意味の関係がありまして、これは出たときにケースバイケースで先程申し上げましたように町の中でそれぞれ協議をしながら、或いは自治法に照らしながらそ

これは適当かどうかということの判断をするための条文だというふうに理解をさせて頂きたいと思います。

学術研究のために必要だというのはこれは保護義務ですとか、秘密を守るとかという場合に必ずこうある条文ですね今まで、例えば具体的な条例でいきますとほたるの里もそうでした、「駄目ですよ」という禁止をしながら学術的にやる場合については「それを認めますよ」と、ですからこれもそういう事だからという申し入れですぐやるという事でなくて、それは内部でやっぱりこれが適当かどうかという決裁を仰ぎながら実施するという恰好になろうかと思います。

秘守義務につきましては、条例の第4条に記録の制限の中で個人の秘密を不当に侵害する恐れがあるものとかってというようなものをうたっておりますし、それから先程何条でしたかちょっと〜〜、外部に洩らしたら駄目だという条文がここに入っております。（「それを敗った場合は・・・」）それは破った場合については当然地方公務員法に触れて参りますので、そちらの方の適応になろうかと思います。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第4号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第9、議案第5号、沼田町在宅介護支援センター設置条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 議案第5号、沼田町在宅介護支援センター設置条例について。沼田町在宅介護支援センター設置条例を別紙のとおり提出する。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

次の頁でございます。沼田町在宅介護支援センター設置条例でございます。

第1条に目的がございまして、沼田町の在宅の寝たきり老人等の介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、在宅寝たきり老人等及びその介護者の介護等に関するニーズに対応した各種の保健福祉サービスが、総合的に受けられるように、各機関等との連絡調整の便宜を提供し、もって地域の要介護老人及びその家族の福祉の向上を図るため、沼田町在宅介護支援センター（以下「支援センター」

という。)を設置する。

第2条には名称と位置が記してございます。名称につきましては沼田町在宅介護支援センター、位置につきましては沼田町旭町3丁目5番25号ということで、特別養護老人ホーム旭寿園の中に旧来の食堂がございまして、その一部を改装致しまして事務室、それから各相談に応じる相談室等を設けまして4月1日から発足したいというものでございます。

職員につきましては、第3条支援センター所長、その他必要な職員を置くということで、これ2つのケースがございすけれども、社会福祉等のソーシャルワーカーが、それと看護婦1名か、それから保健婦と介護福祉士、それぞれ組み合わせた中で現在2名置くということで、ご承知のとおり3月1日から今準備室ということで今置いているわけでございます。

第4条事業と致しまして支援センター、次の各号に掲げる事業を行うということで1項から4項まで条文化してございます。

それから第5条につきましては、利用対象者ということでこの事業の利用対象者は本町に居住する概ね65歳以上であって、身体が虚弱又は寝たきり若しくは痴呆等のために日常生活を営むのに支障がある者又はこれ等の者を抱える家族等ということで定めてございます。

第6条につきましては、必要な事項は町長が定めるということで定めてございます。

附則ということで交付の日から施行するということになってございます。

これ昨日の助役の説明にもありましたとおり、具体的な事業については一応ここにうたってございすけれども、現在準備室の方でそれぞれ関係する係、それから機関と打合せをした中で決めていきたいという考え方してございますので、宜しくお願いをしたいと思います。

以上で説明を終わらせて頂きます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第5号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第10、議案第6号、沼田町水洗便所改造等補助条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） 議案第6号、沼田町水洗便所改造等補助条例の一部を改正する条例について。沼田町水洗便所改造等補助条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

沼田町の水洗便所の改造に伴う補助金の一部を改正するということでございます。平成2年供用開始以来7年を現在上水道の、下水道の方では経過しているところでございまして、今回個別排水処理施設に関わる事業を開始するにあたりまして、その条例との整合性を考慮致しまして所謂1年目に供用開始を告示を致しましてから1年目に水洗便所を設立、改造した場合には10万円を12万円に、更に2年以内、2年目にした場合には7万円を9万円に、3年以内に改造した場合には5万円を7万円に改める改正条例でございます。下水道法上、3ヵ年以内に水洗便所を、水洗化しなければならないとの規定がございます。そういった事でございまして、今回提案をしてございますのでよろしくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第6号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第11、議案第7号、沼田町個別排水処理施設設置条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

（14時20分 吉田俊一議員 退出）

○水道課長（清水勝之課長） 議案第7号、沼田町個別排水処理施設設置条例について。沼田町個別排水処理施設設置条例を別紙のとおり提出する。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

次をお開き頂きまして、沼田町個別排水処理施設設置条例につきましては生活排水等の処理の促進等を図るため、個別排水処理施設を設置する。

設置の第1条でございます。定義につきましては、所謂合併浄化槽を処理してし尿と併せて生活雑排水を処理する、して町が管理するという定義でございます。

区域につきましては、所謂沼田町特定環境保全公共下水道計画処理区域以外の区域、所謂町内農村部の一円とするものでございます。

その他第4条では、必要な事項については町長が定める。

附則と致しまして、この条例は交付の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせて頂きます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第7号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩を致します。

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

15時04分

（教育委員長・教育長・監査委員・谷口議員 不在）

○議長（吉尾政春議長） 日程第12、議案第8号、沼田町個別排水処理施設条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） 議案第8号、沼田町個別排水処理施設条例について。沼田町個別排水処理施設条例を別紙のとおり提出する。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

条文の朗読を省略致しまして、ご説明を申し上げます。第1条趣旨でございますが、これにつきましては町の設置する個別排水処理施設の管理、使用、分担金、水洗便所改造等に要する資金の貸付及び補助金の交付について定めるものでございます。

第2条の用語の定義につきましては記載のとおりでございますので、お目通しを頂きたいと思います。

第3条、所謂合併浄化槽の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、町が行うとするものでございま

す。

第4条でございますが排水設備、所謂配管等の工事並びに水洗便所への改造義務の規定でございます。

第5条、その場合の接続方法及び内径、内径については100mm以上とする。但し3m以下のものについては75mm以下とする事が出来るというふうな規定でございます。

それから第6条でございますが、浄化槽の機能を正常に維持するために流入の制限を定めたものでございます。

使用の開始、それから使用料の徴収については記載の通りでございます。

第9条でございますが、使用料につきましては別表第1、一番最後に別表第1 ございますので後程ご説明申し上げます。それから使用料の算定方法の内水道水の場合、更に水道水以外の場合、3号では水道水と水道水以外の場合、併用する場合、それ等の排水量の規定をしているものでございます。第3項につきましては、水道水以外の水の揚水量につきましては測定器具を取りつけることが出来る旨の規定でございます。5項につきましては1、2項とも月の中途中で休止した場合の規定でございます。

第10条につきましては、お目通しを願いたいと存じます。

第11条につきましては、所謂送風機の動力機の負担は直接使用者が負担するものとするという規定でございます。

第4章の分担金につきましては、12条以下規定されてございますが12条分担金の徴収、13条受益者、それから14条分担金の額につきましては記載のとおりでございますが、第14条の別表第2に掲げる金額が分担金の額となっております。これは合併浄化槽の処理〜ごとに規定をさせていただきます。後程お目通しを頂きたいと思います。

それから分担金の付加徴収、分担金の徴収猶予、更には分担金の減免、17条でございます。

それから18条、受益者に変更があった場合の取扱い等につきましてはお目通しを願いたいと思います。

第5章、貸付金に関係でございますが第9条の貸付金、これにつきましては下水道条例と同じような考え方で、更に準用することで規定をさせて頂いております。この5章、19条から21条までの間に貸付金の金額について規定がございませんけれども、これにつきましては貸付条例、所謂下水道の貸付条例の第4条の中に400千円という現在規定がございますけれどもこれを500千円に改定するという事で限度額が規則の中で定められておりますので申し述べます。

第6章補助金につきましては、所謂便所の水洗式に改造した場合に補助を行うとするものでございます。これの金額につきましては第24条に規定してございまして、所謂70千円を補助するという事でございます。前段の議案で70千円から120千円までの改定を頂きましたが、所謂合併浄化槽の場合1年でその年に水洗化を致しますので、そういった年度に跨がった考え方ではなくて単に70千円ということで規

定をさせて頂いております。これは所謂 500千円を50ヶ月で貸し付けた場合の利子相当額というふうなことを考えてございます。更に24条の2項でございますけれども、既に単独処理浄化槽といいますか氷洗化がし尿にのみなされている場合は30千円という規定でございます。

第7章の雑則でございますが、所謂行為の制限ということで合併浄化槽の上部に所謂工作物等を設ける場合の承諾を受ける件の規定でございます。

第26条でございますが、損傷負担金と致しまして合併浄化槽を損傷した場合、その行為に対して一部、または全部を負担させることができるとする規定でございます。

第27条、工事負担金でございますが第1項におきましては所謂家族数、その他の増加その他で改築が必要になったような場合の規定でございます。2項におきましては撤去する場合、所謂5、6年で離農する場合の撤去という事態が生じた場合、どうするかというふうな事で受益者に負担させることが出来るとする規定でございます。

延滞金の徴収は記載のとおりでございます。29条は準用規定でございますが、先程も申し上げましたが沼田町公共下水道条例、所謂5条から8条までといえますのは、排水設備の計画であるとか確認、工事の検査、設計及び工事の実施、それから所謂撤去、更には使用者の変更、使用者の使用料の算定資料の提出義務、検査手数料、使用料の減免、こういったものについては沼田町公共下水道条例を準用するとするものでございます。更には分担金にかかる延滞金の徴収、3号におきましては水洗便所の改造資金貸付条例の内、貸付金の限度額、貸付金の申請、決定通知、工事の完成、決定取消、資金の貸付、そういったところの準用でございます。4項、水洗便所の改造費等の補助条例におきましては所謂4条から8条まで補助金の申請、決定通知、工事の完成、補助金の交付、取消、そういったものは全て準用するという規定でございます。その他、それ以外の条例の執行に関し必要な事項については沼田町長が定めとするものでございます。

第8章の罰則につきましては、記載のとおりでございますのでお目通しを頂きたいと思います。

附則と致しまして、この条例は交付の日から施行するとしたところでございます。

以上、簡単でございますけれども説明を終わらせさせていただきます。

(15時07分 森井議員 退出)

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。11番。

○11番(山木議員) 11番。使用料の関係ですけれども、本来であれば同じ沼田町に住む住民が二本立てのその価格があると自体がちょっと問題あるというぐらいに理解しております。どういう理由でこういう事になったのか、ひとつ納得のいくように明確に答えて下さい。

○議長(吉尾政春議長) 水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） 本来個別排水事業と、それから公共下水道というのは一体的に運用されるべきものであるということは自治省の考え方の中にあるわけでございますけれども、所謂公共下水道におきましては平成2年供用開始という事で、その後5年間の財政計画の中で現在の使用料を決定してございます。一回見直しをしまして、その状況を更に5年間にわたってこのままできいこうというふうな事で続けている訳でございます。その中で、所謂使用料を決定するに当たりましては、資本費といいますか、そういったものの運営費というものとそれから水の関係、そういったものの全て財政計画の上で決定をされて今の1,340円ということになってございます。今回、そのまま個別排水処理施設の財政計画の中にそれを当てはめる事が出来れば一番いいわけでございますけれども、所謂個別排水処理に施設を建設していく上で今後5年間どれぐらいの財政規模になり、どれぐらいの管理費用がかかるのか、それから使用料としていくら頂ければいいのかというような事を個別排水処理のみで計算せざるを、初年度でございますので出なかったと、それで所謂同じような対応で計算をした場合にいくらになるかということで計算を致しました結果、従来から示しておりますように1,740円でしたか、そういうふうな結果になったわけございまして、更にそれを現行の公共下水道と一緒にするということは非常に一般会計に無理がかかるところでございますので、同じような考え方をとりまして今回決定をさせて頂いた、要するに所謂53%といいますか、そういった費用負担を下水道の方でされておられますので個別排水処理におきましてもそのような事で受付をさせて頂いた。更には、町長の行政的な判断で更に下げさせて頂きまして1,680円というふうな事で決定を頂いたところでございます。

（15時18分 教育長 入室）

○議長（吉尾政春議長） 11番。

○11番（山木議員） 一再ー 何か見直しをという公共下水道料金、の見直しをいうような事があるようだけでも、この価格に見直しをするというような含みがあるのかなという気がするのだが、その辺はどうですか。

○議長（吉尾政春議長） 水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） 当然かかる経費と負担して頂く収入のあいだの中に見直しはしなければならぬ時期がくるとは思います。ただ、だからといってそのこれに近づける、その高いものに近づけるための見直しという考えをございません。その所謂運営をする上で適正な料金がいくらかという事の見直しはしていきたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 11番。

○11番（山木議員） 一再々ー ということは、この二重価格が今後とも続くと考えてもよろしいと。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 今課長から申し上げましたように、公共下水道の方の見直しがかかりますので将来的には一本化した料金設定になるだろうというふうに思っております、その将来ということでご理解頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。8番。

○8番（横山議員） そうしますと、見直した時点では今の1,680円が下がる可能性もあるということですか。その辺ちょっと。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 国の財政的な支援ですとか、そういう財源が特定に見つかれば下がることもあろうかと思いますが、先程から課長が申し上げておりますようにその財政状況をみまして適正な料金に設定をしたいということでございますから、このまま落ちつくか若干の値上げになるか、まあ下がるということはめったに考えられないかというふうに思います。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第8号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第13、議案第9号、沼田町行政手続条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） はい。議案第9号、沼田町行政手続条例について。沼田町行政手続条例を別紙のとおり提出する。

平成9年3月7日提出、沼田町長名でございます。

提案理由の説明を申し上げますが、お手元に沼田町行政手続条例の概要というA3ものの、これいつていると思いますので、これによりまして説明をしたいと思いますが、お手元にご覧いただけますでしょうか。本条例は5章35条と附則からなっておりまして、非常に長い条例となっておりますので沼田町、今申し上げました概要によりましてかみ摘んで説明を致しますので、条文の朗読は割愛させて頂きたい

と思います。

今回の提出の行政手続条例は平成6年の10月1日、国の行政手続法が施行されたことに伴いまして地方公共団体においてもその主旨に沿った行政手続条例の整備を、～～を自治省より指導がありまして、国の準則に基づきまして今回提案となったものでございます。尚、北空知5町が今3月の定例会で提出をしております。同じ内容でございます。本条例の趣旨、目的及び対象でございますけれども、この条例につきましては処分、行政指導及び届出に関する条例に関しまして共通する事項を定めることをその趣旨としております。従来、許認可等の申請についての処理の手続や処分の手続については個別の法律の規定に委ねられ、制度全般として不備ですとか不統一になっており、住民はもとより町職員にとっても分かりにくくなっていたということで共通する事項を定めるものでございます。この条例につきましては行政運営における構成の確保と、透明性の向上を図りもって住民の権利、福利の保護に資することを目的としているということでございます。尚、この条例の適応範囲は全ての行政手続に及んでいるわけではございません。従いまして処分と行政指導、それから届出の3つに限られておりまして、行政手続の比較的一般的な条例でございまして、他の条例等の制定がある場合にはその定めるところによることとなっております。

まず第1章の総則では条例の目的、法令、処分、申請、不利益処分、行政指導、届け出等の用語の定義、それと行政分野により適応除外となって定めております。

お手元に配付致しました概要につきまして説明を申し上げたいと思います。まず第2章の申請に対する処分でございますけれども、これは許認可等の申請に対する処分ということで、第5条関係でございますけれども、審査基準の設定、公表ということで審査基準を定めて公にしておく、おかなければならないというのは第5条でございます。

次に第6条関係でございますけれども、標準処理期間の設定、公表ということで、通常ようする標準的な期間を定めて公にしておく、おかなければならないというのが第6条の定めでございます。

第7条関係でございますけれども、審査開始義務ということでこれは遅滞なく審査を開始しなければならないということの決まりでございます。

次に第8条関係でございますけれども、理由の提示ということで許認可などを拒否する場合には申請者に対してその理由を示さなければならないというものでございます。

第9条関係でございますけれども、情報の提供ということで必要に応じ情報の提供に努めるということでございます。

次に第10条でございますけれども、これにつきましては聴聞会の開催等ということで、聴聞会の規定がなされております。

第11条につきましては、複数の行政庁が関する処分ということで、申請が審査中である場合を持って殊更にこういうことを伸ばしてはいけないというようなことでございます。

次に第3章に入りまして不利益処分ということでございまして、営業許可の停止や取消といった不利益処分の規定でございます。

12条関係では処分基準の設定、公表ということで不利益処分をするかどうかということを必要な基準を定めて公にしておく必要があるということでございます。

13条関係につきましては意見陳述の機会ということで、聴聞手続、それから第14条では不利益処分の理由の提示ということでそれぞれ規定をされております。

第15条につきましては、聴聞手続と重い不利益処分ということでそれぞれ1から4まで書いてありますように期日ですとか、或いは事務所をどこに置くとか、名称の所在地とかそういう規定でございます。15、16、17につきましてはそれぞれ聴聴に関する定めということで16条では代理人の選定、17条では参加人ということでございまして、15条から29条までにつきましては聴聞、或いは弁明に関する定め、代理人の選定、参加人、審理の方式、文章の閲覧、報告等が記載されております。第3章の小さな括弧に弁明でございますけれども、一般的なレベルの不利益処分、これは第27条、28条関係でございますけれども次の事項、書面または口頭によって通知して頂きたいということで1から3まで記載されております。

次に14条関係でございますけれども、不利益処分の理由の提示ということで不利益処分をする場合にはその不利益処分の理由を示さなければならないと、それからそれにつきましては相当の期間内に理由を示さなければならないという事で、原則として早く示しなさいという事でございます。

次に第4の18条関係の資料の閲覧の権利という事でございまして、事実を明かす資料の閲覧を求めることができる、これは行政長に対してでございます。

次に第4章の行政指導関係でございますけれども、30条では行政指導の一般的原則という事で相手方が行政指導に従わなかった事を理由として不利益な取扱をしてはしてはならないということが30条の規定でございます。

次31条でございますけれども、行政指導の不透明ということで、行政指導を行う意志がない旨を表示したにも関わらず申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならないという事でございます。

32条関係では許可等の権限に関しての行政指導ということで、相手方にその行政指導に従うことを余儀なくさせるような事をしてはいけないということで、～してはならないというようなことでございます。

次に第33条でございますけれども、明確化原則ということでその相手に対して内容を明確にしなけれ

ばならないと、これは行政指導の主旨ですとか内容とか責任者、こういう事を明確にしないといふこととでございます。

第34条の複数の者を対象とする行政指導でございますけれども、あらかじめ複数の者に対し行政指導を行う時には、この指導に共通してその内容となるべく事項を定めて、特別の支障のない限りこれを公にしなければならないということとでございます。

次に第5章の届出関係でございますけれども、これは届出の形式の用件に適合している場合については、用件が適合している場合届けすべき手続の事務が履行されたものとするという事でございます。

それから先程申しました第3条関係の適応除外でございますけれども、あくまでもこの行政分野における適応除外等ということで、例えば1の議会の議決によって処分がされているもの、或いは地方税の反則事件に関する処分ですとか、公務員等に関する処分、こういうものが全てある場合については適応を除外されますということ、それから4条関係でも申しましたように国の機関等に対する処分の適応除外ということで、国が行政指導並びにこれ等の機関団体が届けている場合については適応は除外致しますと、国が行政機関に対する処分に対するについては適応除外するということとでございます。

附則につきましては、これは町条例の一部改正と町委員会条例の一部改正ということでそれぞれ附則の中で本来であればそれぞれ各担当の課で条例の訂正が必要なわけとでございますけれども、ここで附則として一括条例の改正をしているという事でございます。

尚、施行期日につきましては平成9年の10月1日ということで6ヶ月間期間をおいております。これにつきましては審査基準の徹底ですとか、或いは住民への周知の期間、それから職員の研修、説明会等、徹底するために6ヶ月間おくということで施行期日につきましては10月1日ということになっております。簡単ですけれども、説明を終わらせて頂きたいと思います。以上です。

(15時22分 大沼議員 退出)

(15時23分 大沼議員 入室)

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第9号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第14、議案第10号、沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 議案第10号、沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例について。沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成9年3月7日提出、沼田町長名でございます。

次頁は省略致しまして、次の別表をお開き願いたいと思います。説明に入ります前に別表の中で一部訂正をお願いを致したいと思います。第8投票区に恵比島1、恵比島3、幌比里となっておりますけれども、恵比島3を削除願いたいと思います。これは幌比里の中に入っておりますので、誠に申し訳ございません。

それでは提案理由の説明を申し上げたいと思います。平成9年の1月1日付にて従来の更新1、2、3の行政区が合併を致しまして、更新という行政区が誕生したことに伴いまして所属区域の名称の変更でございます。従いまして、従来の第5投票区は高穂2単独となりまして、第6投票区は更新として統一されます。尚、ポスター掲示場の箇所数の全体の数に変更はございません。従来とも55箇所ということでございますので、箇所数につきましては55箇所でございます。尚、選挙区が今まで9選挙区がありましたけれども、合併に伴いまして8選挙区になります、投票区です。9から8に替わります。これについては選挙管理委員会を通して既に告示済でございますので、併せて報告しておきたいと思います。以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第10号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第15、議案第11号、道営土地改良事業に伴う負担金についてを議題と致

します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 議案第11号、道営土地改良事業に伴う負担金について。当沼田町は、道営土地改良事業（沼田地区中山間地域総合整備事業）に伴う負担金の納入について、土地改良法第91条第2項に基づき下記のとおり負担する。

記。ここで記の部分で負担予定額のところで、沼田地区中山間地域農村活性化と入っていますがこれは旧の事業名でございまして、現在は中山間地域総合整備事業ということに改まっておりますので申し訳ございませんが農村活性化を削除して頂きたいと思ひます。宜しくお願ひします。

負担予定額でございすが、沼田地区中山間地域総合整備事業の内、生産基盤整備事業費の15%。

2、納入期限。北海道知事が指定する期日とする。

額ということで率で規定をしているわけでございますけれども、ざんちょうと最終的にこの事業の事業完了費が決定、ここでは出来ませんので国の補助、道の補助、残りの補助の15%ということで予定をさせて頂いております。

平成9年3月7日提出、沼田町長名でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第11号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第16、議案第12号、道営土地改良事業により造成される施設の維持管理についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 議第12号、道営土地改良事業により造成される施設の維持管理について。当沼田町は、道営土地改良事業（沼田地区中山間地域総合整備事業）によって造成される下記の土地改良施設を、北海有土地改良財産の譲与に関する条例に基づき、北海道より譲り受け維持管理するものとする。

記。施設名、農道延長 2,060Mでございます。これ2条でございます。

平成9年3月7日提出、沼田町長名でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第12号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第17、議案第13号、平成8年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 議案第13号、平成8年度沼田町一般会計補正予算について。平成8年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

別冊の一般会計補正予算第4号をご覧ください。

平成8年度沼田町一般会計補正予算（第4号）。平成8年度沼田町一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 743,927千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,681,320千円と定める。

第2項は省略させていただきます。

第2条です。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表、繰越明許費補正」による。

これは6頁に記載されておりますので、お目通し下さい。

（債務負担行為の補正）

第3条でございます。債務負担行為の追加は、「第3表、債務負担行為補正」。今回はお自分でございますが、これも6頁に記載されてございます。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表、地方債補正」による。これは7頁に追加と変更が記載されてございますのでご覧下さい。

平成9年3月7日、沼田町長名でございます。

それで今回補正予算の内容に入る前に、別冊で薄いもの一般会計補正予算の概要説明書、補正第4号というものがお手元に配付されておりますので、まずそこから概要についてご説明申し上げたいと思います。それではその概要についてご説明申し上げます。まず総括でございます。予算執行における、過不足を整理したということで、年度末でございますので3月でそれぞれ整理整頓されたということが大きなものでございます。更に地方交付税等の一般財源がこの3月にある程度確定したので、今回それを整理したと、更に産炭地域振興臨時交付金が予算の増額に入ってきたと、更に各基金への積立て予算を計上し、長期債、縁故資金でございますがこれ等への繰上償還を予算計上したのが大きな5つの柱となつてございまして、その結果補正予算が6,681,320千円の結果となりました。それで繰上償還の概要でございますがここに表に書いてございますが、地総債でございます。これは沼田中の大規模改修事業を平成5年に行ったものですけど、この繰上償還を117,700千円をしたのと、災害援護資金、これは集中豪雨の時に借りたものが、借り受け者が繰上償還したということで452千円、併せて118,152千円の繰上償還がありました。

更に予算の繰越処理でございます。これも先程繰越明許費の中で説明しましたが、この中に土木費一本で恵比新橋の架け換え工事が一本と農林水産業費で担い手育成関係で四本ございまして、合計繰越明許費額が146,430千円でございます。内容につきましては地方債、その他でそれぞれ国の予算区分が補正一般と書いてございます。

次に債務負担行為でございます。これは今回補正の分と致しまして追加でございます。事業名は担い手圃場の共穂地区、ため池等の整備で白木沢地区がそれぞれ2,069千円と6,000千円で8,069千円の債務負担行為の処理と致しまして、ここに記載のとおりでございます。

次に歳出の方で主な補正内容でございますが、基金の積立て今回5本ほどございまして、まずひとつは庁舎整備資金があつたのと減債基金、庁舎が100,000千円、減債が51,800千円。振興基金これも100,000千円。自動車学校の基金、これは授業料の財源がオーバーしたという事で3,300千円の基金への積立て、更に生涯学習総合センターの建設基金、これが440,977千円という事でございます。なお、生涯学習センターにつきましては最終的には1,068,704千円が最終的に基金の積立てになるということになってございます。

更に補正額の繰出金の関係でございますが、特別会計に対する繰出金が3本ございまして国民健康保

除会計に対するものが 7,619千円、老人保健会計が11,306千円、上水道事業がこれが戻りでございまして17,783千円でございます。

更に今回の補正額の大きなものでございますが、何れも補助事業の為に繰越明許等が伴ったものでございまして、高台地区の農道整備、これが27,250千円の減でございます。恵比新橋、これが繰越明許になりました27,471千円、公営住宅の建設工事、これが執行残として 8,988千円の減額になってございます。

その他主なものと致しまして、土地購入がございまして、これは国鉄精算、JRの精算事業団の駅前の左側の土地 335㎡を購入することと、更に防災計画の策定委託料が減ったこと、担い手育成補助金、これはグリーンパートナーですとか研修生が減りましたしてグリーンパートナーが 1,200千円、農業研修生が 1,600千円、合計 2,800千円の減でございます。更に商工振興補助金が 2,000千円の増、ここに書いてあるとおりでございます。商工会館に係る自賄の備品を寄付金で受けるということの補正でございます。次の中小企業特別融資貸付金、これが 6,000千円減額になりました。更に臨時福祉の特別金が新規に 490千円、これは消費税アップの弱者対策の分でございます。長期債の繰上償還、これが 118,152千円、それから幼稚園長の退任補償金で 250千円。

それに伴う歳入の主な補正の内容は先程説明してあるとおり、交付税が増額になったのと健康管理施設の使用料がこれはこちらの計算違いで入湯税の重複計上がございましたので減額処理させてもらったのと、財調基金の繰入金と減債につきましては交付税より充当させたということでそれぞれ減額してございます。また、大きな金額として産炭地域振興臨時交付金が 487,379千円が今回補正で上がってございます。また町債につきましても、わかった時点での起債の整理ということでそれぞれ地方債の整理を致しまして 105,300千円の増加ということになってございます。

これが主なものでございまして、それでは最初の方からご説明したいと思いますので補正予算書の26頁をお開き下さい。26頁、先程概要を説明致しましたので本当に主なものだけを説明したいと思います。まず議会費は省略してもらいまして、総務費でございますが今回補正額が 677,124千円ということで総務費がなっておりますが、主な中身は一般管理費は広告等の減ですとか、それから臨時職員の減で 3,000千円程の減と文書広報費はそれぞれ執行残等でございます。大きなもので庁舎管理費が101,841千円の増でございますが、これも先程説明したとおり基金の積立てが 100,000千円が主なものでございます。更にの大きなもの減債基金が48,282千円、これも積立金が1,800千円の積立金が主なもので、振興基金も積立金が 100,000千円が主なものでございます。次の頁の28頁にいきましては、それぞれこの目の中で整理整頓、執行残等の整理整頓で、16目の自動車学校費の 3,300千円が積立金の主なものでございます。あと29頁のほろしん温泉管理費でございます。これは補正額 7,892千円でございますが、こ

れがキャンプですとかそれぞれの管理委託料が減額になったということと、工事費が執行残ということが主なものと、最後の22目の生涯学習総合センター費 441,831千円の補正額につきましては25の積立金に書いてありますとおり積立金の増ですとか、今回新たな分の 440,977千円の積立金増が主なものでございます。

次の徴税費でございますが、ほとんど整理整頓しておりますが委託料が565 千円は筆数が増えたということと、次の頁それぞれ戸籍住民ですとか選挙につきましてはそれぞれ執行残を整理した結果でございます。

次の31頁でございます。民生費、総体的に款として 8,927千円の補正額でございますが、主なものは社会福祉総務費でございますが、ここで 5,844千円の補正でございますが、次の頁に繰出金、国民健康保険特別会計がございます。32頁の繰出金、この繰出金の増が主なものでございます。尚、その前の扶助費につきましては国の方からの整理整頓した補助事業の分として整理整頓させていただきました。次の4目の国民年金費12,839千円の補正の減額でございます。これは例年でございますが国民年金の印紙の消耗品の減ということで、これがほとんど占めてございます。次の6目老人医療費でございますが、これも先程概要で説明したとおり老人保健会計の繰出金が増えたということが主なものでございます。デイサービスは省略させていただきます、次の33頁でございます。8目の施設措置費でございます。4,557千円の増額につきましてはこの20節の扶助費でございますが、老人福祉施設処置費の増で当初予算の単価が低かったため最終年度で整理の結果、これだけの増が見込まれるということでございます。

あと、次の衛生費でございます。4款の衛生費、今回26,038千円の減額でございます。内容と致しましては、次の34頁で予防費がございます。予防費で 5,056千円の減額でございますが、主なものは13節の委託料で各種検診委託料でございます。これは当初予算にみておりました検診がそれぞれ検診の人数が結果的に予算より少なかったということと、11需要費の医薬材料費等が、ワクチン等が購入しないでも最終的に良くなったということでそれぞれ減額としてこれだけの数字が上がってございます。次の35頁の同じ3目の上水道費でございますが、これも先程説明したとおり下水道事業に対する繰出金が17,783千円が今回補正で減ったというのが衛生費の中も主な内訳でございます。

労働費はちょっと省略させていただきます、次の6款の農林水産業費。今回の補正額が17,679千円の減額でございます。これも主なものは、この農業費の中で次の36頁にございますが7目でございます。農道整備費でございます。この整備が28,886千円の減額ということでございます。これは高台地区団体営普通農道整備工事の補助事業費が圧縮されたことに伴う減ということで、次の頁に内容と致しまして工事請負費がそれぞれ減になっているのと、それに伴う支障物件と公有財産等々が整理整頓されてこのような金額になった次第でございます。またその6目の上の方でございますが、農地費でございます。

これが 3,992千円ほど減になってございますが、主なものは15の工事請負費に書いてあるとおり高穂地区の補助整備工事減が、補助事業の河川分が減ったためにこの事により農地分も併せて減額になりましたという事の補正でございます。次の37頁でございますが、8目の新生産調整推進対策費 3,042千円の減は19節の負担金補助でございまして、水田地域の特産づくり事業の補助金これが約 3,000千円近く減ったというのが主なものでございます。次の13目の道営事業費でございます。25,034千円の増でございますが、主な内訳は次の38頁に書いてございますが、それぞれ道営の担い手育成の補助ですとか沼田地区、更に共穂地区、38頁でございます、これが25,054千円の増ということでそれぞれ事業費が増えたことに伴います補正の増でございます。

次の商工費、7目の商工費。この中で総体的には 4,248千円の減額でございます。主な内訳は次の頁の2目、商工業振興費に書いてございますがこれが 4,009千円の減額で、増がなったのが商工振興補助の 2,000千円、これは先程商工振興の時限物の備品という事で寄付をもらうのと、それから貸付金の6,000千円が減って差引 4,000千円の減ということの商工費の補正でございます。

次の土木費の8款の土木費でございます。これはそれぞれ差引されて 863千円の補正でございますが、大きなものとしまして2項の道路橋梁費の1目道路橋梁維持費でございます。これは 6,723千円の減額でございますが、これは町道の除排雪経費、更に維持管理経費等がこの時点の整理整頓をしたということでそれぞれこの時点における執行残ということで賃金ですとか、工事費の執行残をここに記載してございます。また次の40頁にも原材料、更に備品購入等の執行残がここに減額になってございます。2目の道路新設改良費、これは今回19,649千円の増額補正でございますが、これは国の補正予算に伴い恵比新橋の架け換え工事が増になっておりますので、その分をここに載せたものでございます。尚、これは繰越明許となって翌年度で実施しようということでございます。次の頁でございます、41頁でございます。河川費は省略させてもらいまして、住宅費でございます。5項の住宅費で1目の住宅管理費、これが 2,562千円の減額でございますが、主なものは公営住宅等の解体工事等がそれぞれ終わりました結果執行残が残ったということと、2目の住宅建設費で 8,988千円の減額でございます。これは工事請負に記載のと通りのそれぞれの工事費が減額になったと、なお道路関係の整備工事につきましては当初団地内水道管工事を当初鋼管でみていたのでございますが、塩ビ管になったというため安くなったということが執行残の原因でございます。

次の42頁でございます。9款の消防費、2目防災費が今回 7,687千円の減額でございます。これは中身は防災計画の策定調査の委託料が減ったのでございますが、これは当初民間会社に委託するつもりでございましたが、自賄いで行ったから今回不要となったことによる減額補正でございます。

次の10款の教育費でございます。教育費全体では 5,642千円の減額でございますが、それぞれ目ごと

に小さな金額が書いてございまして、ほとんど執行残を整理整頓したということで次の頁にもそれぞれ各小学校、中学校費でございますが、大きな主なものは社会教育費の1,352千円でございますが、これにつきましてもそれぞれ目が一杯ございまして整理整頓されたというのが現実でございます。また保健体育費で今回2,945千円の減額をしておりますが、大きなものは町民体育館の暖房改修工事執行残で1,000千円ちょっとほどあったというのが主なものでございます。

次の45頁にいきまして、11款の公債費でございます。118,497千円の補正でございます。これは先程概要で説明しましたとおり、長期債の繰上償還を行うということで地総債が117,700千円と災害援護資金が452千円の繰上償還に伴う元金の補正の増ということでございます。

次の災害復旧費も省略致しまして、次の頁に債務負担行為で翌年度以降にわたる、ながったらしいものでこの調書がございまして、これも先程説明したとおり道営の担い手育成の共穂地区、更にため池等の白木沢地区についてはそれぞれこの金額を限度としまして平成9年度までにこの金額をそれぞれ債務負担として町が今回補正を起こすということの調書と、一番最後でございますが地方債の前年度末におけるそれぞれの見込みに対する調書がここに加えてございますが、最終的には今回ここに当該年度中の増減見込みということで真ん中にそれぞれ当該年度中起債見込み額、更に元金の償還金額書いてございまして、今回補正額が105,300千円が補正額で、更に今回の見込みによって最終的にはこのような金額で、一番最後に補正後の額として最後に書いております。4,437,981千円がこの年度末での見込額ということで起債の現在高ということでございます。

それで次に歳入の方でございます。元に戻りまして、12頁です。それぞれ今回も収入につきましても、それぞれ年度末という事で前回の12月に補正した以降につきましてのそれぞれの歳入の最終的なものを絞りましてこれだけの可能性があるという事で町民税から始まりますが、町税につきましては4,546千円の補正でございます。主なものは、法人の所得の伸びによるということでこれが原因でございます。尚、次の2款の地方譲与税は、それぞれここに消費譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税ございますが、それぞれ国からきたものもそれぞれ整理整頓して補正額を出してございます。

次の頁の13頁も同じでございます。ゴルフ場利用税につきましては、グリーンスコーレカントリー倶楽部からの実績ということで当初4,000千円でしたが、今回9,179千円で合計は13,179千円の予算でございます。

自動車所得税交付金の5款の8,331千円につきましても、それぞれ実績によってこれだけの補正増となつてございます。

次の14頁の地方交付税でございますが、今回268,756千円の補正となつてございます。尚、普通交付税につきましてはそれぞれ確定されたものでございますけれども、特別交付税につきましては昨年の12

月の交付、更に3月にも最終交付がございますが、一応は前年に見習いました金額で多少ちょっとかたく押さえてございます。それで今回特交につきましては、まだこれからの通知がありますのでまた不確定な要素がございます。

それかた8款の交通安全は省略させてもらいまして、次の15頁でございます。分担金の方も省略させてもらいまして、10款の使用料及び手数料でございますが、この中で使用料が12,248千円の減額で中身につきましては総務使用料でございますが、自動車学校の授業料等が3,300千円補正増ということでございます。これは先程説明したとおり積立金に充当させてもらってございます。

次の頁の16頁でございますが、4目の農林水産使用料で19,368千円の減額でございますが、これも先程入湯税の重複計上ということで計算上誤りがありましたので、今回この分を減額させてもらっております。更に住宅使用料につきましては、それぞれ計算の結果これだけ増えたという事でございます。

あと16頁のその下の国庫支出金でございますが、今回全体的には429千円の補正でございますが、国庫負担金の方は3,104千円の増で、中身につきましてはここに書いてございましたとおり民生費の国庫負担金の内、次の頁でございますが、17頁でございます。国保の安定基盤が1,987千円の増であるのと、保育措置費の負担金が2,106千円程増えたのが主な内訳でございます。国庫補助金でございますが、これも2,762千円の減額の主なものは3目の土木費の国庫補助金がそれぞれ補助金が増減、整理しまして減額2,874千円の減額ということが主なものでございます。

次の18頁でございます。道支出金でございますが、全体的に17,255千円の減額でございますが、うち負担金が1,627千円の増でございます。中身につきましては民生費関係が3,149千円、これは先程の国庫支出金と同じで国保の基盤安定の負担金が増えたのと保育措置費が増えたというのが主なもので、次の19頁でございますが道の補助金でございます。道の補助金が今回19,447千円の減額でございます。これは4目の農林水産業の道補助金が16,388千円の減となったのがほとんどなものでございまして、内容につきましては団体営高台地区の普通農道整備事業が12,938千円が減ったものが主なものでございます。

次の20頁でございます。13款の財産収入でございます。これは今回4,080千円の補正の減でございますが、まず運用収入でございますが3,180千円の減額の主なものは2目の利子及び配当金でございます。この中で社会福祉基金の預金利子の増から始まって、生涯学習総合センター建設資金預金利子増ということでそれぞれ整理整頓の結果2,860千円で、主なものは減債基金の預金利子が3,518千円減ったというのが大きなものでございます。次の財産売却収入900千円はそれぞれ町史売却代金が、収入がなくなったということで900千円を減額してございます。

また次の21頁でございますが、14款の寄附金3,020千円の補正でございますが、主なものは3目の商工費の寄附金で商工振興事業の指定寄附ということで2,000千円をここで増してございます。

次の15款の繰入金でございます。これにつきましても先程説明しましたとおり、今回 115,566千円の繰入金ですがそれぞれ財調分が 100,000千円、減債基金が15,000千円、それからスコーレ基金の繰入金が 566千円ということでそれぞれその3本についての繰入金が減ったということでございます。

次の22頁でございます。17款の諸収入でございます。これは今回補正額 489,153千円でございます、主なものは預金利子の 3,000千円の減、貸付金、これは中小企業の貸付金の元利収入が 6,098千円も減ったこと、国民年金の印紙売捌手数料がそれぞれ13,000千円減ったこと、更に一番大きいのは産炭地域振興臨時交付金、これが 487,379千円の増ということが大きなものでございます。尚、雑入につきましてはそれぞれ23,872千円の内容で、主なものは次の頁に書いてございますが23頁に書いてございますが、14の用地及び補償費負担金で恵比新橋の架け換え事業の負担金、これが22,587千円が大きなものでございます。

次の頁、最後に町債がございます。24頁、18款の町債でございます。今回 105,300千円の補正でございますが、それぞれ右の方に衛生費から最後の一般公共事業債まで説明欄に書いてございますが、今回町が当初補正予算、起債を予定していた結果最終的に事業費が確定してこのような起債の整理整頓になったということで、それぞれ書いてありますとおり 105,300千円の増加ということでございます。

以上、雑駁ですが説明に替えさせていただきます。

(15時51分 大沼議員 退出)

(15時52分 大沼議員 入室)

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番。

○9番（野議員） 9番。一般会計の22頁の後半で今説明がありました、産炭地域振興の臨時交付金、当初予算で30,000千円が 487,000千円、これ臨時で交付金の増額になっておりますけれどもこれはどういう計算方法でこういうものが入ってくるのか、その中身ちょっと教えて頂きたいのと、それから一般会計の支出面で負担金・補助金及び交付金の額で随分減額補正を致しております。私はこの負担金とか、補助金とか何かというものについてはその年、その本年度なら本年度のいろんな中でこういった補助金を計算をされて支出をされているだろうと思うんです。補助金の、補助金とか交付金の後半の3月にそれを減額補正するというのは一体どういうことなのかなと思うんですけれども、私一度いろんな自治法のいろんな本も見せて頂いたんですけども、決算、後半で年度の後半で負担金・補助金及び交付金を減額する理由というのはこれは普通あり得ないことなんです。こういったことを、ここで一番私ちょっと大きいなと思ったのが37頁の19の水田地域特産づくりの事業補助金の減額で 2,977千円、これは減額しております。こういった事が大変な農業問題でも色々全町を上げて色々やっているにも関わらず、これは何かがあって私は予算化したものを3月にこれを減額補正するということは、何かあってこういうよう

な減額補正したのかなということの2点をお伺い致します。

○議長（吉尾政春議長） 産業課長。

○産業課長（矢野 潔課長） 後段の方の37頁になりますか、負担金等の関係で水田地域特産づくりの関係でございますけれども、確かに大きな額で減額となりますがこれにつきましては昨年、前年この同じ事業でこの事業を実施を致しました。本年も継続ということで花の保冷庫を導入する予定でございましたけれども、支庁の段階で全体の予算がその需要がかなりありまして前年の実績はある沼田町においては今回遠慮していただけないかと、こんな話がございまして実は年前でありましたけれどもその後支庁のその状況が替わる要素も多少ございましたので今回の補正至ったわけでございます。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） ご質問ありました産炭地域の臨時交付金でございますけれども、これは本町が色々、例えば道ですとかいろんな事業をやったものに対して国とそれと道が加算をかけてくる訳ですが、通常の場合ですとかかなり道の予算なんかも厳しい状況なものですから交付金が少ないんですけど、本年度は色々な地域の事業があまりなかったということで本町の事業の実施したものに対してかなりのものを汲み上げてもらったということで、それは積算はどうだということになりますと道がやってきますので私どもとしては出した資料に基づいて、その加算分を通産省と道から補助をもらったということの結果になっております。それから補助金の関係につきましては、例えばグリーンパートナーのように本来こうもう少し努力をすればといいますか、使われるべきものが使われていないという部分もありますけれども、工事なんかの場合については今それぞれの工事が、例えば圧縮されてこれは減らされたとか、或いは実施した結果それまで掛かってないので減額はされますよというようなことがありまして、そういう意味では負担金・補助でありながら減額されるものがそれぞれ国だとか、道の考え方によってやられるものがあると思いますけれども、なかには一部そういうものがありまして大変こう執行残で残していることお詫び申し上げないとならん面もあらうかと思いますが、適正な処理のために今回補正をさせて頂いております。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑。2番。

○2番（橋場議員） 32頁の国民年金の印紙代の減額があるわけですが、これは例えば旦那さんが季節労働者で厚生年金に入ったら2人とも奥さんも含めて国民年金から抜けてしまうわけです。秋に失業して、厚生年金から抜けると国民年金に2人とも年金証書、書がないとならないと、こういう事などがありけれども、それでこういう減額されたのならいいんですけど、年金が高くてとてもこんな払ってられないというような形の中のこう減額があるのかどうか、これひとつお聞かせ頂きたい。

34頁。町長の執行方針の中でいろんな癌とかそういう成人病とかの疾病を早期発見、早期治療でなん

かと健康保持と、それから保健会計のきちっとした運営をしていきたいというような事があったんだけど、こういうふうに予防費が 3,710千円も減ったということをこう考えるとなんかちょっと努力が足りないというか、どこに問題があるのかちょっとお聞かせ頂きたい。

それから37頁。農業問題が非常に重視されているのにも関わらず、工事請負費が27,571千円、高台地区団体営普通農道の整備工事減、ふるさと農道緊急整備工事減とこういう事で、これは例えばこっちが「予定してやってください」といったけれども「駄目だ」と言われてのか、それとも「ここは後でもいいわ」と、初め計画しておきながらやめたのか、その辺りちょっと聞かせて頂きたい。

同じく37頁で補助金のグリーンパートナー奨励事業、これは花嫁さん、農村への花嫁さんということで私達も委嘱されているみたいなんですけれども、それ等の結局事業が上手くいかなかったということなんだろうと思うんですけども、私らこれ見て例えばどんな人が嫁さんまだもらってないのかというの全然わからないんです。そういう事ではこの事業をもっと進めていく上では委嘱された人達に実状をちょっとわかるような事にしないと、予算組んだけど実行されないんでないかなというふうに考えるんですけども、それ等辺りはどうなんでしょうか。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 後段の方の工事請負費の減額27,571千円でございますけれども、ふるさと農道緊急整備事業におきましてはこれ 300千円程度で請負残でございます。団体営の土地改良事業、団体営の農道整備事業でございますけれども、これ当初の予定では60,000千円強の予算をうちの方では見込んでございました。当初道、これ補助事業でございますから道、国の方で補正があるということで当初予算は30,000千円なにかしつかせませんと、後日補正、或いは予算調整で予算をつけるという話がございましたけれども、それが最近の公共事業抑制みたいなお話もございまして予算が急にこなくなったということで今回減額をさせて頂いたと、そういう経過でございます。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 32頁の年金の印紙の関係なんですけど、今お話ありましており他の制度、厚生年金等に移った場合に当然年金から抜ける訳ですからそういう移動の関係と、それから納められない人、どうなんだという事なんですけども、納めないと今いう将来年金が当たらないという関係出てきますから、なるべく減免申請の手続等の指導もしてますし、現在のところあまりそういう人はないんでないかと、どうしてもということであれば後でまた数字を説明したいというふうに思います。

それと次は34頁の関係でございますけども、各種検診の委託の減なんですけども、これも当初は前年度の実績に基づきながら今年もこれだけの人にしたいということでやるんですけども、いろんな無線あるとか各チラシ、それから行政区長にお願いして申込みをとっているんですけども、どうしても結果

でこういうことで少なくなっているということで金額37,000千円になってますけども、いろんな種類のガン検診があるもんですから結果的にこういうことになっているということで、一生懸命PRはしているんですけども結果はこういうことということでご理解願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 産業課長。

○産業課長（矢野 潔課長） グリーンパートナーの補正減の関係でございますけども、確かにご指摘のとおりで実績は全くないわけございましてご指摘のとおりでございますけども、今事務段階で考えているのは町内の独身の男性の方をそれぞれ部落、集落ごとにある代表者を決めて総体の更に代表者、そういった組織的なものを構築致しまして、例えば「女性、こういう方がおられますから会ってみませんか」と、こういうものを情報として全てのその意志ある男性に伝わるような組織化、こんな事を今検討しておりますのでそれが具体化した段階でまたご相談を申し上げたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第13号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第18、議案第14号、平成8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。園長。

○和風園長（三上洋一園長） 議案第14号、平成8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年3月7日提出、沼田町長名。

別冊の第4号の1頁をお願いいたします。

平成8年度沼田町養護老人ホーム（和風園）特別会計補正予算（第4号）。平成8年度沼田町養護老人ホーム（和風園）特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ 192,000千円と定める。

第2項については省略を致します。

平成9年3月7日提出、沼田町長名。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第14号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第19、議案第15号、平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。園長。

○旭寿園長(松田 剛園長) 議案第15号、平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

平成8年度、別冊第4号をご覧頂きたいと思ってます。1頁をお開き下さい。

平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第4号)。平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第4号は)、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 765千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 260,302千円を定める。

2項については省略させていただきます。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

宜しくお願い致します。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第15号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第20、議案第16号、平成8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長(半田昭雄課長) 議案第16号、平成8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

別冊の第4号をお開きになって頂きたいと思います。1頁でございます。

平成8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)でございます。平成8年度沼田町国民健康保険特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,497千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ503,560千円と定める。

第2項は省略させていただきます。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

今回も例年と同じように決算であるとか、変更申請であるとかそういったことで療養休止がこの時期変更になってきますけども、そういったものが主なものと、それぞれ執行残によるものを今回の補正の主なものでございます。

歳出から説明させていただきます。10頁でございます。1款の総務費、1目の一般管理費につきましてもそういった事でそれぞれ執行残を精査して～てございます。2目の特別対策事業費でございますが、減額の122千円、これも同じようにそれぞれ執行残を落とさせてもらってございます。次の頁、11頁でございますが2項の保険給付費でございまして、1目の一般被保険者療養費、今回の補正額で31,505千円してございますけれども、これにつきましては療養給付費の増ということで決算見込みによります冬

期間の増でありますとか、高額入院費の増といったものが主なもので増えてございます。次に2目の退職被保険者療養給付費でございますが、今回の補正で3,394千円の減額をしてございまして、これにつきましては決算見込みによるものでございます。あとは3目の一般被保険者療養費から、それからずっといきまして1の一般被保険者移送費までにつきましては、財源の内訳がそれぞれ変更に伴うもので特定財源の内容がそれぞれ移動してございます。それだけのものでございます。それから1目の出産育児一時金でございますけれども、今回につきましては1,800千円の減をしてございまして、これ母子管理法によりまして年度中に出産した育児が減った関係で減ってございます。

次に12頁でございます。2目のその他の共同事業拠出金につきましても財源の変更のみでございます。次の1目の疾病予防費でございますが、これも204千円の増になってございますけれども執行残の不要、減額したもの、それから消耗品の中では需要費23千円増えてございますけれども、これは特待事業から保険事業へこういったことで替わった分でパンフレットを印刷する分について若干増やしてございます。それから19節の負担金補助及びの中で425千円、これ人間ドックの助成の関係が85名〜分増えた分を増やしてございます。

次13頁でございますが、1目の基金の積立金、これにつきましても基金の利子が増えたということでございます。

次、一般被保険者の保険税の還付金。これ国保の税金の還付が2件程ございました。これについての増でございます。

次、歳入の関係でございますけれども、7頁でございます。1款の国民健康保険税で、1目の一般被保険者国民健康保健税でございます。今回5,400千円の減をしてございますけれども、決算見込みによりまして減年課税分が減額になってございます。2目の退職被保険者等の国民健康保健税につきましては953千円増になってございますけれども、これは現年課税分の増、それから滞納繰越分の増ということでございます。

次の2款の国庫支出金でございますけれども、1目の事務費負担金につきましては23千円の増、これ事務費の確定によります増でございます。2目の療養給付等の負担金につきましては、14,237千円の増でございますけれども、これ変更申請に伴いまして支出の方では療養給付が増になってございますけれども、それに伴います国保の連合会からの増ということでございます。2項の国庫補助金でございまして、1目の財政調整交付金でございます。今回18,219千円の増の補正をしてございますけれども、これ財政調整交付金ということで確定に伴うものでそれぞれ普通調整交付金の増20,219千円、それから特別調整交付金ということで2,000千円増ということでございます。

次の8頁でございますけれども、1目の療養給付交付金でございまして今回の補正で7,220千円の減

額をしてございます。これ現年度分の減ということで、退職被保険者医療変更決定に伴います減額でございまして。

次の共同事業交付金でございましてけれども補正額で 3,424 千円、これは高額療養費、共同事業交付金の増ということで1件 800 千円以上の高額療養費についての補助があるのですが、確定に伴うものの関係の増でございまして。

次の1目の利子及び配当金でございまして41千円の増でございまして、これ基金の利子が増えたということでございまして。

次9頁でございまして。一般会計の繰入金ということで補正額 7,619 千円でございまして、1節の保険基盤安定繰入金が 8,807 千円、これも確定に伴う基盤安定繰入金増のものでございまして。2節の基準超過費用繰入金でございましてけれども、これも当初頭だし予算で見えておりましたけれども今年度は該当しないということで1千円の減額でございまして。次事務費の繰入金でございましてけれども、これ事務費の繰入金が増えたということで13千円の増でございまして。4節の出産育児一時金繰入金につきましては、減額の 1,200 千円でございましてけれども、歳出の関係の3分の2に当たる相当額につきまして減額をしてございまして。次1目の基金の繰入金でございましてけれども、減額で 5,596 千円の減額でございまして国民健康保険基金からの繰入金を減額をしてございまして。

それから2目の返納金でございましてけれども、96千円の増ということでこれ第三者納付金の増 101 千円と、返納金の増96千円ということでそれぞれ増額してございまして。

以上でございまして。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第16号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第21、議案第17号、平成8年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 議案第17号、平成8年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成8年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

別冊でございます。老人保健特別会計補正予算第2号でございまして、1頁をお開きになって頂きたいと思います。

平成8年度沼田町老人保健特別会計補正予算（第2号）。平成8年度沼田町老人保健特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,335千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 793,007千円と定める。ものでございます。

2項については省略させていただきます。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

（「異議なし」の声あり）

宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第17号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第22、議案第18号、平成8年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） 議案第18号、平成8年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成8年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

別冊をご覧頂きたいと思います。

平成8年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（第3号）。平成8年度沼田町公共下水道特別会計の

補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,670千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 279,880千円と定める。

2項については省略を致します。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

(「異議なし」の声あり)

宜しくお願い致します。

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番(橋場議員) 執行方針の中で、23頁なんですが、ここで普及率公共下水道について「平成8年度末において普及率64.6%、水洗化率95.1%」と書いているんですけど、普及率というのは地域に対してのあれでしょう。そして水洗化率というのはその64.6%の中で水洗化が90ということなんでしょう。ちょっと書き方ちゃんとしてもらわないとならないと思うんだけど、どうですか。

○議長(吉尾政春議長) 水道課長。

○水道課長(清水勝之課長) 一般的に普及率というのは全町的な普及率という事をいっている、水洗化率というのは所謂供用開始されているその中の部分の水洗化がされている・・・(橋場「この書き方だと、地域全体、沼田町全体で水洗化が進んだという恰好になるので、この中で、とかを文章に入れないとまずいのでないの。文書的に・・・」) それでは検討してみます。

○議長(吉尾政春議長) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第18号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第23、議案第19号、平成8年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長(清水勝之課長) 議案第19号、平成8年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成8

年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年3月7日提出、沼田町長。

別冊をご覧頂きたいと思います。開いて頂きまして、平成8年度沼田町水道事業会計補正予算。

第1条 平成8年度沼田町水道事業会計の補正予算は（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成8年度沼田町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

ご覧頂きたいと思いますが事業収益としまして 9,052千円を減額し、同額事業費で減額するものでございます。

第3条 予算第4条本文括弧書中「19,050千円」を「18,617千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

これにつきましては資本的収支に対する不足額を補填する額と、留保資金といわれる額の補正でございます。これにつきましては、資本的支出の改良費の補正予算額 433千円を減額したものとなっております。

第4条につきましては、予算第8条、所謂流用できない経費でございますが、職員給与費の内今回47千円の時間外手当について補正を致すところでございます。12月25日に沼田6地区の漏水がございまして、一昼夜修繕にかかったために職員の時間外がなくなったために今回補正するものでございます。

第5条 予算第10条、これは棚卸資産の購入限度額でございます。を定めた経費の金額を次のように改める。 546千円を減額して 2,171,800円とするものでございます。

平成9年3月提出、沼田町長。

まず第2条の収益的収入及び支出の説明でございますが、頁数で15頁をお開き頂きたいと思います。水道事業費用と致しまして営業費用で 9,052千円を減額してございます。その主なものにつきましては原水及び浄水費、所謂受水費 3,482千円でございます。これにつきましては、所謂広域水道に払うお金の水道料金でございますが、漏水が従前非常に多かったわけございましてりゅう集にならなかった部分、その部分が漏水を発見しまして77%ぐらいまでの有終率になる予定でございますが、それに関わる支払わなくて良い金額として今回減額をするものでございます。配水及び給水につきましては、配水管の主なものとしましては修繕費の配水管の漏水修繕費 1,850千円の減が主なものでございます。それから3目でございますが、受託工事費 2,208千円の減でございますが、旭町の西地区配水管、所謂国道横断の工事で、受託工事でございますが、設計変更に伴いまして工事が 1,833千円、工事請負費で減額になっているものでございます。その他は執行残等で数字を計上してございます。

これに伴います収入でございますが14頁お開き頂きますが、給水営業収益と致しまして主なものとし

ましては受託工事の収益、これが同額 2,208千円の減。それからその他の営業収益の増と致しまして1,442千円でございますが、新規加入者の負担金51千円なにかしらの加入負担金の増額でございます。営業外収益の減と致しまして、一般会計からの運営費の補助を減額して収支を併せてございます。それから資本的収支の関係では、収入については替わりはございませんが、17頁お開き頂きたいと思いますが、これについても建設改良費の所謂執行残を載せてございます。

以上、簡単でございますけども説明にかえさせていただきます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第19号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 以上で本日の日程を終了致します。本日はこれで散会を致します。ご苦労さまでした。

16時48分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員